

私が主役 あなたも主役 みんなのパワーが県民活動

# 山口県県民活動促進基本計画

[本 編]

山 口 県



## はじめに



21世紀も3年目を迎えました。わが国を取り巻く内外の社会経済情勢はめまぐるしく変化し、地方も地域間競争の時代に突入しています。

このような中で、豊かで活力にあふれ、魅力ある地域社会を築いていくためには、県民の皆様と行政がスクラムを組んで、地域の総合力を高めていく必要があります。その実現の鍵を握るのが、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの県民の皆様の自主的な取組みによる「県民活動」であると考えています。

こうした認識のもと、私は、一昨年開催された山口きらら博の成功の源であり、また財産である県民エネルギーを継承・発展させるため、県民活動先進県をめざし、「県民活動促進条例」の制定をはじめとして、「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立、「県民活動支援センター」の民営化など、様々な分野で県民の皆様の力を最大限に發揮していただけるよう県民活動支援の仕組みづくりを行ってきたところです。

この度、条例に基づく取組みをさらに実効あるものとするため、県民の皆様から寄せられた様々な意見・提言を踏まえ、「山口県県民活動促進基本計画」を新たに策定いたしました。

この基本計画は、県民活動を促進していくための基本的な方針や施策の方向を示すものであり、今後はこの計画にしたがって具体的な事業を進めていくこととなります。

本県では、これまで様々な分野において先進的な県民活動が行われてまいりましたが、計画の策定を機に、県内各地で行われております活動がさらに活発となるようサポートしていきたいと考えています。

計画の推進にあたりましては、県民活動団体をはじめ、事業者、関係機関、市町村等の皆様方の御支援と御協力が不可欠でありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

また、県民の皆様には県民活動についての理解を深めていただき、今後、一人でも多くの方が活動に参加されますよう願ってやみません。

最後に、本計画の策定にあたり熱心に御審議いただきました「山口県県民活動審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言を賜りました県民の皆様や関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成15年(2003年)3月

山口県知事 二井 関成

# 山口県県民活動促進基本計画の体系

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間

## 第2章 県民活動の定義と社会的役割

- 1 県民活動の定義
- 2 県民活動の社会的役割

## 第3章 県民活動の現状と課題

- 1 県民参加の現状と課題
- 2 県民活動団体の現状と課題
- 3 県民活動を支援するまでの課題



## 第4章 県民活動促進のための基本方針

### 1 県民参加のための環境づくり

#### 基本方針

- (1) 県民の理解
- (2) 事業者の役割



#### 施策の展開方向

- (1) 県民への情報提供と参加意欲の促進
- (2) 県民への学習機会の提供
- (3) 事業者の活動参加の促進
- (4) ボランティア休暇制度の普及啓発
- (5) 県民活動に対応した保険制度の利用啓発

### 2 自主的・主体的活動の向上、 促進のための環境づくり

#### 基本方針

- (1) 自主性、主体性の尊重
- (2) 地域性、独自性、個性の尊重
- (3) 市町村との連携
- (4) 県民活動支援機関等との連携



#### 施策の展開方向

- (1) 県民活動に関する情報の収集と提供、ニーズの把握
- (2) 人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施
- (3) 社会的理性的促進のための広報・啓発事業の実施
- (4) 活動の場の確保への協力
- (5) 交流機会の提供等による多様なネットワークの形成
- (6) 情報ネットワークシステムの機能充実
- (7) 県民活動支援機関等における相互の連携
- (8) 中間支援団体の充実と連携
- (9) 県の財政支援の方向
- (10) 県と市町村における施策の協力・連携
- (11) 県民活動支援拠点の整備と機能充実
- (12) コミュニティ・ビジネスの振興
- (13) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実

## 第5章 県民活動促進施策の展開方向

### 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり

#### 基本方針

- (1) 地方分権と県民自治
- (2) パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立
- (3) 協働の必要性と効果
- (4) 行政の意識改革
- (5) 行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応
- (6) 事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進



#### 施策の展開方向

- (1) 透明で開かれた県政の一層の推進
- (2) 政策立案案等における県民・県民活動団体の参加機会確保
- (3) 事業者及び各種団体との連携・協力による協働の推進
- (4) 市町村における協働の推進への協力
- (5) 協働に関する研修の充実
- (6) 大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進
- (7) 県事業における協働の推進
- (8) 協働推進のための新しいガイドラインの策定

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

- (1) 庁内における推進体制
- (2) 山口県県民活動審議会
- (3) 市町村及び県民活動支援機関等との連携

### 2 計画の進行状況の把握と評価

- (1) 進行状況の把握、確認
- (2) 施策・事業の評価とフィードバック



# 【 目 次 】

(頁)

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画策定の背景 | 2 |
| 2 計画策定の趣旨 | 3 |
| 3 計画の性格   | 4 |
| 4 計画の期間   | 4 |

## 第2章 県民活動の定義と社会的役割

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>1 県民活動の定義</b>              |    |
| (1) 県民活動とは                    | 6  |
| (2) 県民活動団体とは                  | 7  |
| (3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象 | 8  |
| <b>2 県民活動の社会的役割</b>           |    |
| (1) 県民の社会参加の機会提供              | 9  |
| (2) 県民活動を通じた地域社会の活性化と国際化の推進   | 9  |
| (3) 公共的・社会的なサービスの提供           | 10 |
| (4) 県民主体の地域社会の形成              | 10 |
| (5) 県民活動団体に求められるもの            | 11 |

## 第3章 県民活動の現状と課題

|                         |    |
|-------------------------|----|
| <b>1 県民参加の現状と課題</b>     |    |
| (1) 現状                  | 14 |
| (2) 課題                  | 16 |
| <b>2 県民活動団体の現状と課題</b>   |    |
| (1) 現状                  | 18 |
| (2) 課題                  | 20 |
| <b>3 県民活動を支援するまでの課題</b> |    |
| (1) 県が支援していくまでの課題       | 22 |
| (2) 県民活動を支援する機関や団体の課題   | 22 |

## 第4章 県民活動促進のための基本方針

|   |    |
|---|----|
| <b>1 県民参加のための環境づくり</b>                          |    |
| (1) 県民の理解                                       | 25 |
| (2) 事業者の役割                                      | 25 |
| <b>2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり</b>               |    |
| (1) 自主性・主体性の尊重                                  | 26 |
| (2) 地域性、独自性、個性の尊重                               | 26 |
| (3) 市町村との連携                                     | 26 |
| (4) 県民活動支援機関等との連携                               | 27 |
| <b>3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり</b> |    |
| (1) 地方分権と県民自治                                   | 28 |
| (2) パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立                | 29 |
| (3) 協働の必要性と効果                                   | 30 |
| (4) 行政の意識改革                                     | 31 |
| (5) 行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応               | 31 |
| (6) 事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進            | 32 |

## 第5章 県民活動促進施策の展開方向

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>1 県民参加のための環境整備の展開方向</b>            |    |
| (1) 県民への情報提供と参加意欲の促進                  | 34 |
| (2) 県民への学習機会の提供                       | 35 |
| (3) 事業者の活動参加の促進                       | 36 |
| (4) ボランティア休暇制度の普及啓発                   | 37 |
| (5) 県民活動に対応した保険制度の利用啓発                | 37 |
| <b>2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向</b> |    |
| (1) 県民活動に関する情報の収集と提供、ニーズの把握           | 38 |
| (2) 人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施          | 39 |
| (3) 社会的理解の促進のための広報・啓発事業の実施            | 40 |
| (4) 活動の場の確保への協力                       | 40 |
| (5) 交流機会の提供等による多様なネットワークの形成           | 41 |
| (6) 情報ネットワークシステムの機能充実                 | 41 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (7) 県民活動支援機関等における相互の連携          | 42 |
| (8) 中間支援団体の充実と連携                | 42 |
| (9) 県の財政支援の方向                   | 43 |
| (10) 県と市町村における施策の協力、連携          | 43 |
| (11) 県民活動支援拠点の整備と機能充実           | 44 |
| (12) コミュニティ・ビジネスの振興             | 47 |
| (13) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実 | 47 |

### **3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備の展開方向**

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (1) 透明で開かれた県政の一層の推進              | 48 |
| (2) 政策立案等における県民・県民活動団体の参加機会確保    | 48 |
| (3) 事業者及び各種団体との連携・協力による協働の推進     | 49 |
| (4) 市町村における協働の推進への協力             | 49 |
| (5) 協働に関する研修の充実                  | 50 |
| (6) 大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進 | 50 |
| (7) 県事業における協働の推進                 | 51 |
| (8) 協働推進のための新しいガイドラインの策定         | 52 |

## **第6章 計画の推進**

### **1 推進体制**

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 庁内における推進体制         | 54 |
| (2) 山口県県民活動審議会         | 54 |
| (3) 市町村及び県民活動支援機関等との連携 | 54 |

### **2 計画の進行状況の把握と評価**

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 進行状況の把握、確認       | 56 |
| (2) 施策・事業の評価とフィードバック | 56 |

## **第7章 用語解説**

### **1 用語の解説**

### **2 主な県民活動支援機関**

### **3 主な県民活動支援拠点**

58

62

65

## 【参考】

### 資料編(別冊) 目次

#### 1 県民活動促進関係事業

- (1) 県における県民活動促進関係事業
- (2) 市町村における県民活動促進関係事業の事例
- (3) 主な県民活動支援機関の助成事業
- (4) その他の団体等の主な助成事業

#### 2 県民活動関係調査資料

- (1) 平成14年県政世論調査
- (2) 平成14年地域政策情報
- (3) 平成14年県政モニターアンケート調査
- (4) 平成13年県民活動団体実態調査
- (5) 平成13年社会生活基本調査

#### 3 パブリック・コメント及び意見交換会まとめ

- (1) パブリック・コメントまとめ
- (2) 意見交換会まとめ

#### 4 山口県知事認証NPO法人一覧

#### 5 山口県県民活動審議会

- (1) 山口県県民活動審議会委員一覧
- (2) 第1回山口県県民活動審議会
- (3) 第1回県民活動促進基本計画検討委員会
- (4) 第2回県民活動促進基本計画検討委員会
- (5) 第3回県民活動促進基本計画検討委員会
- (6) 第2回山口県県民活動審議会
- (7) 第4回県民活動促進基本計画検討委員会
- (8) 第3回山口県県民活動審議会

#### 6 関係法規・条例・規則等

- (1) 山口県県民活動促進条例
- (2) 山口県県民活動支援センター条例
- (3) 山口県県民活動支援センター規則
- (4) 山口県県民活動審議会規則
- (5) 山口県県民活動推進本部設置要綱
- (6) 特定非営利活動促進法
- (7) 特定非営利活動促進法施行条例



## 第1章 計画策定の背景と趣旨

# 1 計画策定の背景

21世紀を迎えた今日、我が国においては、少子・高齢化の進行、地球規模の環境問題、国際化の進展、情報通信技術の進歩などを背景として、社会的なニーズが複雑多様化してきており、地方分権の推進や規制緩和の拡大など様々な分野での改革が進められています。

また一方で、人々の意識は、物質的な豊かさから、生きがいや自己実現など精神的な豊かさを志向する方向へと変化してきており、一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重される社会の実現が求められています。

このように社会環境や住民意識等が変化する中で、これまでの行政や企業を中心とする社会システムや中央依存型の社会構造では、地域社会のニーズや問題解決に対応しきれなくなってきており、住民参加による社会的な公益活動に大きな期待が寄せられています。特に、阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍をきっかけとして、平成10年に「特定非営利活動促進法」が施行され、その期待はさらに高まっています。

本県においては、従来から、コミュニティに根ざしたボランティア活動への取組みが活発であり、全国に先駆けて実施された「福祉の輪づくり運動」<sup>\*1</sup>をはじめ、様々な形で地域住民を中心とした公益活動が行われてきました。また、このような活動を支援するため「ボランティア振興財団」や「ふるさとづくり県民会議」の設立、社会福祉協議会における「ボランティアセンター」の全市町村設置など先進的な支援体制も図られてきました。

最近ではこれらの活動に加えて、NPO法人の活動に代表される新たな県民の活動も活発化しており、県においても、平成11年に「やまぐち県民活動支援センター」を設置し、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動など幅広い県民活動の支援を行っています。

このような背景の中、21世紀の幕開けとなった平成13年には、「山口きらら博」が開催され、5万人を超える県民ボランティアの協力のもと、県民の自主的な活動が博覧会運営を支え、成功に導きましたが、県民が行政や事業者と連携しながら地域の活力を高めていく実践の場ともなりました。

\*1 山口県社会福祉協議会が全国に先駆けて提唱した生活圏における住民の助け合い活動。(なお、第7章の「用語解説」の項も参照のこと。《以下同様》)

\*2 本計画においては、通常の法律用語としての使い方と同様「企業や商業・農林水産業を営む者」の意味で使っている。

## 2 計画策定の趣旨

地方分権の時代における豊かな暮らしを実現していくためには、本県においても、中央から地方へ、官から民へといふいわゆる第三の分権<sup>※3</sup>への流れに沿って、県民が自らの手で解決できることは自ら行なう「自助」、お互いが助け合って問題解決を図る「共助」の2つを基本に、「自助」「共助」だけではできないことを公がサポート（「公助」）し、さらに、「共助」の機能を拡大するなど新たな社会システムへの転換を進めることが必要です。

この「自助」「共助」「公助」の考え方方に沿って、山口きらら博で培われた県民活力を継承発展させ、県民の知識や技術を県民活動として結集することがこれからの県づくりには必要であり、それによって多様化する県民ニーズへの対応や地域における問題解決の可能性が広がります。

「共助」、「公助」の一つのあり方として、行政、事業者、県民が「協働」して地域の問題解決を図っていくことが考えられます。県民相互間あるいは県民と事業者の協働は「共助」、県民と行政の協働は「公助」として位置づけることができます。

そのため、多くの県民の県民活動への参加と自主的・主体的な活動の促進に加え、「協働」が進むような環境づくりを行うことが必要です。

このような認識に基づき、県では平成14年度に「山口県県民活動促進条例」を施行し、あわせて「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立や「やまぐち県民活動支援センター」の民営化など県民活動を支援し、促進するための新たな仕組みづくりを行ってまいりました。

今後、さらに条例の内容を実効あるものとし、条例第1条に掲げる「県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現」を目指すため、新たに「山口県県民活動促進基本計画」を策定し、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

※3 国から地方自治体への権限委譲を「第一の分権」、地方自治体間の権限委譲を「第二の分権」ととらえ、自治体から住民への権限委譲を特に「第三の分権」と表現する場合が多い。

### 3 計画の性格

山口県県民活動促進条例に基づき、自主的・主体的な県民活動を促進するにあたっての環境づくりのために県が策定する計画です。

①県民活動審議会や県民意見交換会、パブリック・コメントの導入等県民の意見を踏まえて策定した計画です。

②市町村、事業者、県民活動団体、県民と連携して取組む計画です。

③県の総合計画である「やまぐち未来デザイン21」<sup>※4</sup> 及びその他の県の部門別計画と密接に関連する計画です。

④「地方分権の推進」、「行政改革の推進」の視点を踏まえた計画です。

### 4 計画の期間

施策の基本的方向については平成22年度までを見通した長期的な展望とし、取組むべき課題と具体的施策については、平成19年度末までの5年間とします。平成20年度以降については、施策の効果や県民活動の状況を踏まえ、次期計画を検討する中で、見直しを行います。

※4 21世紀初頭を展望した県政運営の指針。計画期間は平成10年度～平成22年度。基本目標は「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」。現在「第三次実行計画」を推進中である。



## 第2章 県民活動の定義と社会的役割

# 1 県民活動の定義

## (1) 県民活動とは

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には下記の表のようにとらえることとします。

なお、ここでいう「社会参加活動」とは、地域社会の中における様々な分野の課題の解決に向けて、人々が参加して行う活動を指します。

| 活動の種類    | 活動の特徴   | 活動の具体例   |
|----------|---|--|
| コミュニティ活動 | 地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動   | 地域の住民組織やコミュニティ活動団体（○○○コミュニティ推進協議会、○○まちづくりの会など）による河川清掃・整備、植樹・緑化などの環境づくり活動やまちづくり活動、イベントに基づく交流活動など  |
| ボランティア活動 | 個人あるいは志を共にする諸個人（グループ）が自発的な意思に基づいて他の人を助けたり社会に貢献したりする活動                                     | 子どもとの地域活動・相談活動、子育て支援・子育て相談、男女共同参画、野外活動、医療、福祉、環境、災害等におけるボランティア活動など  |
| NPO活動    | 特定非営利活動法人（NPO法人）やそれ以外の民間非営利組織による組織的な「市民活動」。 <sup>*5</sup> NPOは Non Profit Organization の略 | 保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術振興、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援、消費者の保護などにかかわる組織的な活動 |

\*5 「市民活動」とは、自立した諸個人（「市民」）による公益を目的とした非営利の自主的・主体的な社会参加活動を指す言葉として、一般的に用いられている。「市民活動」の主体となる組織・団体が「市民活動団体」である。

## (2) 県民活動団体とは

県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が下記のいずれにも該当する団体」と定義します。

なお、「組織的かつ継続的」というのは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- 宗教・政治活動を主たる目的としない活動である。
- 選挙活動を目的としない活動である。
- 営利を目的としない活動である。

県民活動を行っている団体であっても、主たる目的が宗教・政治活動であれば、県民活動団体には入りません。また、主たる目的が県民活動であっても従たる目的に選挙活動があれば、県民活動団体には入りません。

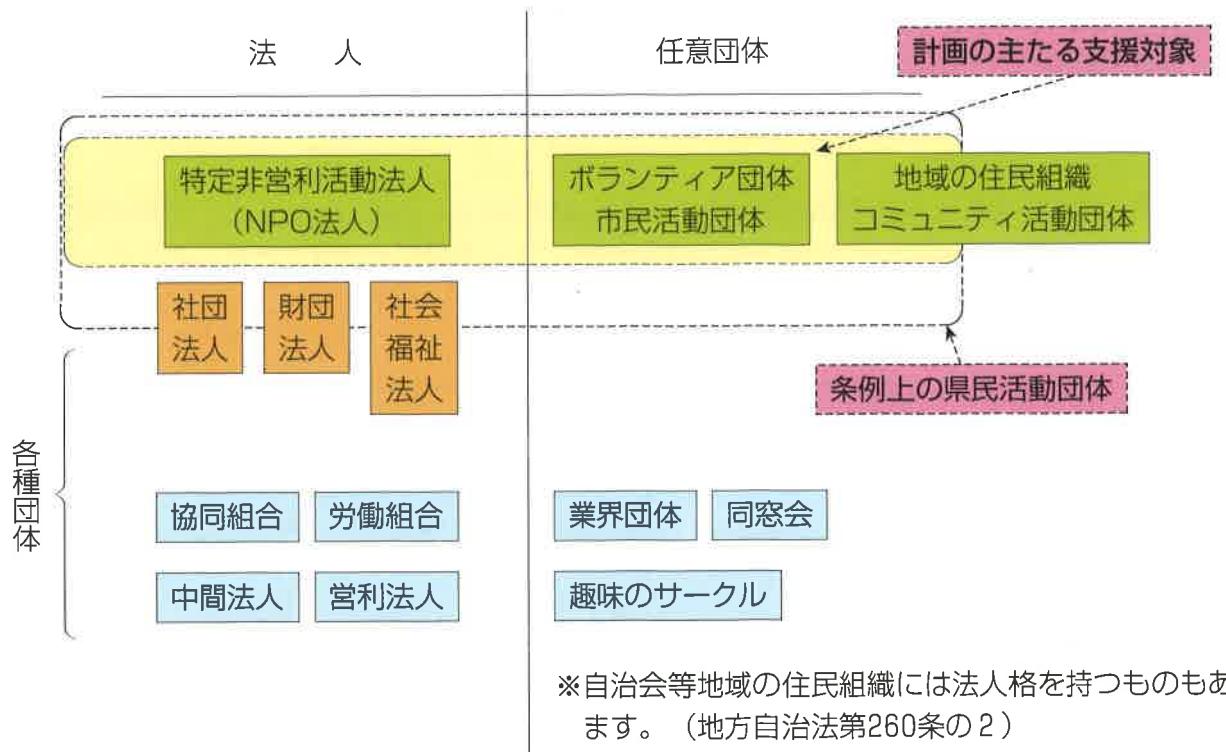
なお、営利を目的とする活動が伴う場合も県民活動団体とはみなしませんが、活動を維持するための収益活動はここでいう営利ではありません。「営利を目的とする」とは、会員による利益の分配を伴う場合を指しています。

また、コミュニティ活動については、(1)の表にも示しているとおり、自治会・町内会、地域の女性や高齢者のグループなどの住民組織や、これらを母体としたコミュニティ活動団体が活動の主体となります。これらの団体のうち、団体の主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはいえませんが、県民活動を主たる目的として行う団体の場合は県民活動団体となります。

### (3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

「山口県県民活動促進条例」で規定する県民活動団体には数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで様々な形態を想定していますが、この基本計画においては、主としてNPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を対象としています。

社団法人、財団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体にはなり得ますが、本計画上は、「県民活動支援機関」または「各種団体<sup>\*6</sup>」として、県民活動を支援していく役割を想定しています。(下図)



この計画における県民活動団体の対象範囲は以上のとおりですが、個人活動も含めた県民活動を促進していきます。

\*6 \*4の説明を参照

\*7 本計画において、「県民活動支援機関」や「事業者団体」等の名称で記載されている団体以外の諸団体を総称（「県民活動支援機関に該当しない公益法人」、「労働者団体」、「協同組合」、「中間法人」等）

## 2 県民活動の社会的役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動ですが、同時に、多くの社会的な役割を担っています。

### (1) 県民の社会参加の機会提供

県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、社会の様々な課題を自主的・主体的に解決していくとする活動であり、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会でもあります。

また、地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されます。県民活動を通じて、人生の価値を見出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感し、自己実現の場になることも期待されます。

### (2) 県民活動を通じた地域社会の活性化と国際化の推進

県民活動には多様な形態があり、それぞれ、活動の規模、目的、使命感も異なりますが、いずれも地域社会の活性化のためには重要な役割を担っています。県民活動を通じて、資金、知識、技術、情報など様々な社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この協力関係を生かした様々な形の県民のネットワークが形成されることにより、地域の多様な魅力と豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。

さらに、<sup>※8</sup> コミュニティ・ビジネスなどの新たな取組みを通じて、県民活動の活動基盤が安定し、成長することにより、地域経済の活性化が図られます。

また、県民活動は、地域の国際化の推進にも大きく貢献しています。県民活動を通じて、多彩な国際交流やきめ細やかな国際協力をを行うことにより、地域にとっても、異文化とふれあう機会が増えるとともに、世界の人々や地域との相互理解や信頼関係が生まれ、国際性豊かな青少年の育成など地域社会における新しい活力となります。

※8 地域住民が自ら、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく新たなビジネス

### (3)公共的・社会的なサービスの提供

県民活動によって社会に提供されるサービスの内容は、多様性、即応性、創造性、先駆性などに特徴があります。

また、県民のイニシアチブによってサービスが供給され、県民活動への参加者がサービスを提供する側にも受ける側にもなり得ます。人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、公平性や平等性を原則とする行政による画一的なサービスの提供や営利を目的として消費者ニーズに応じる企業のみでは、地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確かつ迅速に対応しきれないと考えられます。

一方で、今まで行政や企業の発想になかった新しい領域のサービスが県民活動によって提供される可能性もあり、県民の多様なニーズに的確に対応し、きめ細かな公共的・社会的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要です。

今後、県民のニーズはより一層多様化し、高度化するものと思われ、広範な分野において、専門的な知識や技術を備えた県民活動の展開が期待されます。

### (4)県民主体の地域社会の形成

地方分権の時代において、豊かな地域社会を創造していくためには、自ら解決できることは自ら行なう「自助」、お互いが助け合って問題解決を図る「共助」の2つを基本に、公がサポート（「公助」）していく新たな社会システムづくりが重要となっています。

県民の知恵と力と情熱を原動力とした県民活動が、幅広い層の県民に受け入れられ、多くの人々の参加を得て、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

## (5) 県民活動団体に求められるもの

県民活動は、一人で行うこともできます。時間や体力に無理のない範囲で身近なところから個人でボランティアを行なうことも大事なことです。

また、グループ活動により仲間と一緒に団体で活動することも大切です。同じ目的や使命感を持った人々が集まって団体として活動することにより、地域社会に与える影響力も大きくなってきます。

そのため、特に県民活動団体に求められるものとしては、下記のようなことが挙げられます。

- ①活動が自主的・主体的であり、自由な発想が生かされること。
- ②活動が、団体に所属する人々の自己実現に結びつくものであること。
- ③社会的な使命を果たしていくために、組織としてのルールや継続性を持つこと。
- ④県民活動団体が存続していくためには、活動を自ら支えるための効率的な組織運営や経済基盤の確保が重要であること。
- ⑤県民のニーズを先取りし、先駆的な取組みを行う県民活動団体の特性を生かし、行政や企業にとって実現の難しい領域において活動する能力を持つこと。
- ⑥県民活動団体が社会に積極的に働きかけていくには、県民の理解と支持が必要であり、そのためにも、団体の設置目的、活動内容、特徴などの情報をできるだけ広く公開し、説明していくことが重要であること。また、そのための技術を習得することも必要であること。
- ⑦県民活動団体自身で活動の内容を点検するとともに、第三者の意見を取り入れながら、自らの活動を成長・発展させていくことが望ましいこと。

しかし、県民活動団体は、草創期のもの、発展途中にあるもの、成熟期にあるもの等様々であり、また、規模についても小人数のグループから多数の会員を擁する団体まで多様な形態があります。そのため、上記①～⑦を参考に、それぞれの団体の実情に合わせた取組みが望まれます。





## 第3章 県民活動の現状と課題

# 1 県民参加の現状と課題

## (1) 現状

県民のボランティア数は約22万6千人（全国8位：平成13年度山口県社会福祉協議会調査）、ボランティア活動を行った県民の割合（ボランティア活動の行動者率）は32%（全国23位：平成13年度総務省調査）となっています。

また、県民活動を行ったことのある人は県民の46%、今後活動を行いたいという人は54%（平成14年度県政世論調査）にのぼっています。山口きらら博においては、5万人を超える県民の参加がありました。

表1 各都道府県の社会福祉協議会が把握しているボランティアの数

（単位：千人）

| 順位      | 1       | 2       | 8       | 全国計       |
|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 都道府県名   | 埼玉県     | 新潟県     | 山口県     | (47都道府県)  |
| ボランティア数 | 452,369 | 337,002 | 226,669 | 7,219,147 |

（平成13年4月1日現在：山口県社会福祉協議会提供資料より）

表2 ボランティア活動の行動者率

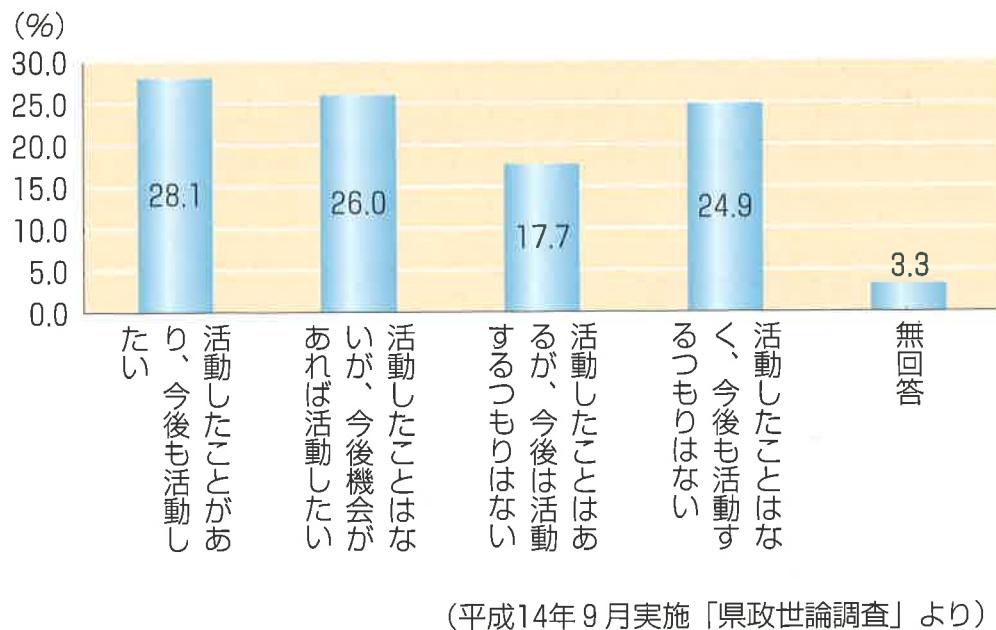
（単位：%）

| 順位    | 1    | 2    | 23   | 全国計      |
|-------|------|------|------|----------|
| 都道府県名 | 鹿児島県 | 山梨県  | 山口県  | (47都道府県) |
| 行動者率  | 40.1 | 39.6 | 32.0 | 28.9     |

（平成13年10月20日実施：総務省「平成13年社会生活基本調査」より）

※行動者率＝過去1年間にボランティアを行った人の人口（10才以上）に占める割合

図1 県民活動を行ったことのある人



(平成14年9月実施「県政世論調査」より)

表3 山口きらら博への県民参加の状況

| 主な参加概要             | 参加人数(人) |
|--------------------|---------|
| イベント企画の制作・実施等      | 5,364   |
| 展示企画の制作・実施等        | 4,240   |
| フリー企画、自主企画の制作・実施等  | 2,229   |
| 運営ボランティア「燐めき隊」     | 6,229   |
| 県民参加花壇づくり          | 1,214   |
| ⋮                  | ⋮       |
| ⋮                  | ⋮       |
| 「市町村の日」におけるイベント実施等 | 18,425  |
| 計                  | 51,866  |

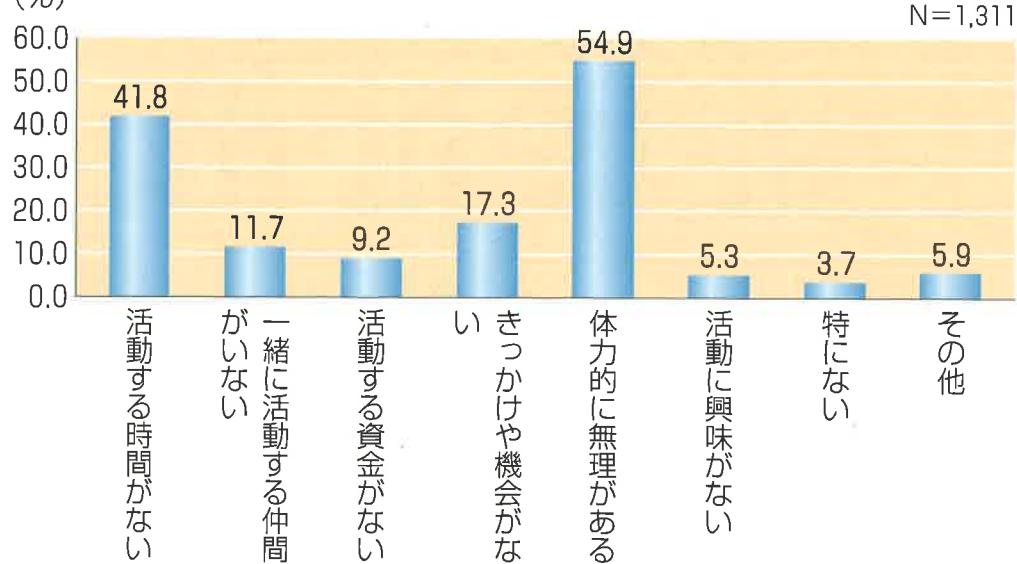
(平成14年3月「山口きらら博公式記録」より)

## (2)課題

参加できない理由としては「体力的に無理がある」「活動する時間がない」「きっかけや機会がない」「活動する仲間がいない」「活動する資金がない」等が高位を占めています。  
 (平成14年9月実施「県政世論調査」、平成14年6月実施「地域政策情報」より)

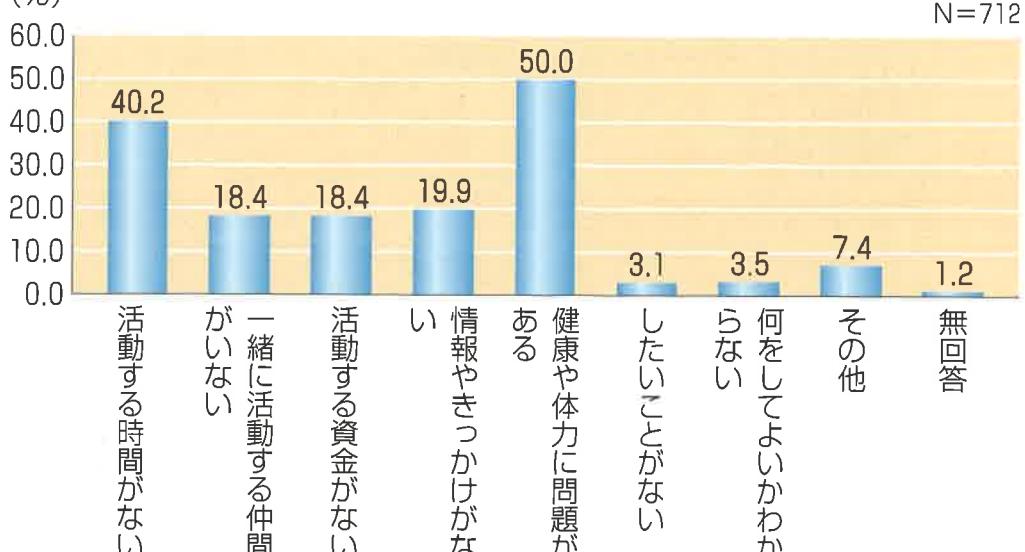
図2、3 活動に参加できない理由

図2 (%)



(平成14年9月実施 「県政世論調査」より)

図3 (%)



(平成14年6月実施 時事通信社「地域政策情報」より)

また、活動を続けたい人、あるいは始めたい人が感じている問題点としては、「活動する時間がない」「活動の情報が不足している」「活動する仲間が集まりにくい」「指導者や人材が不足している」「活動する資金が不足している」「事故の際の責任に不安がある」「活動の場所が不足している」等があげられます。(平成14年度県政世論調査、平成14年度県政モニター・アンケート)

多くの県民が参加しやすい環境づくりが必要です。

図4、5 活動を行う上の問題点

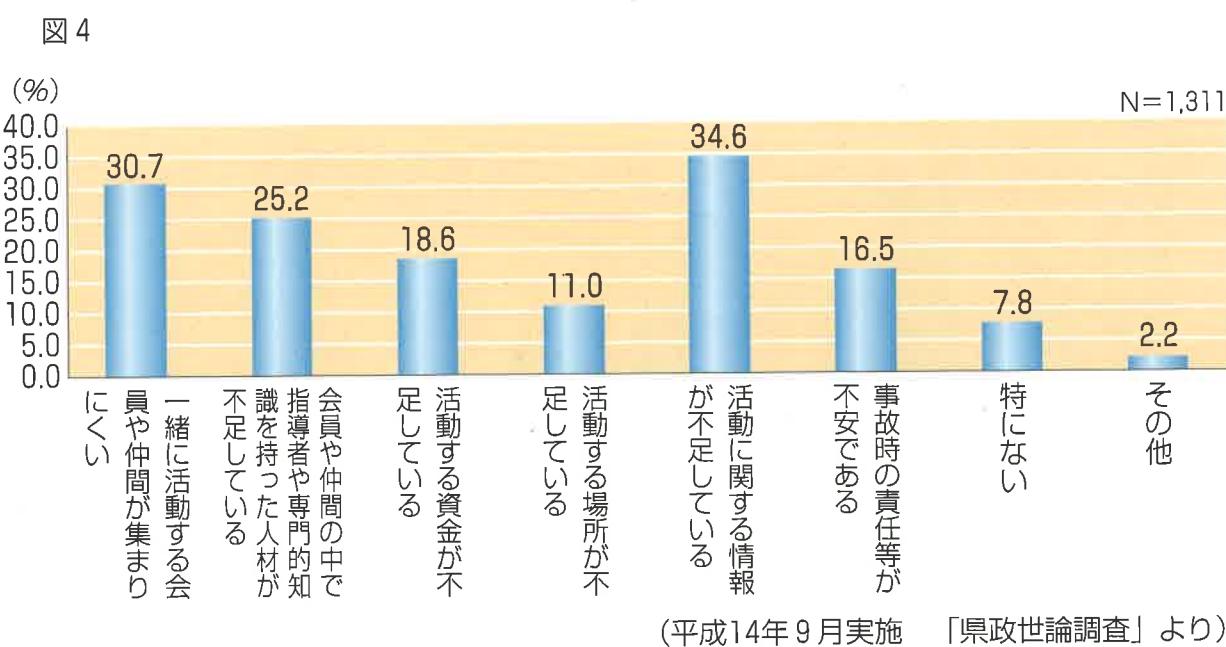
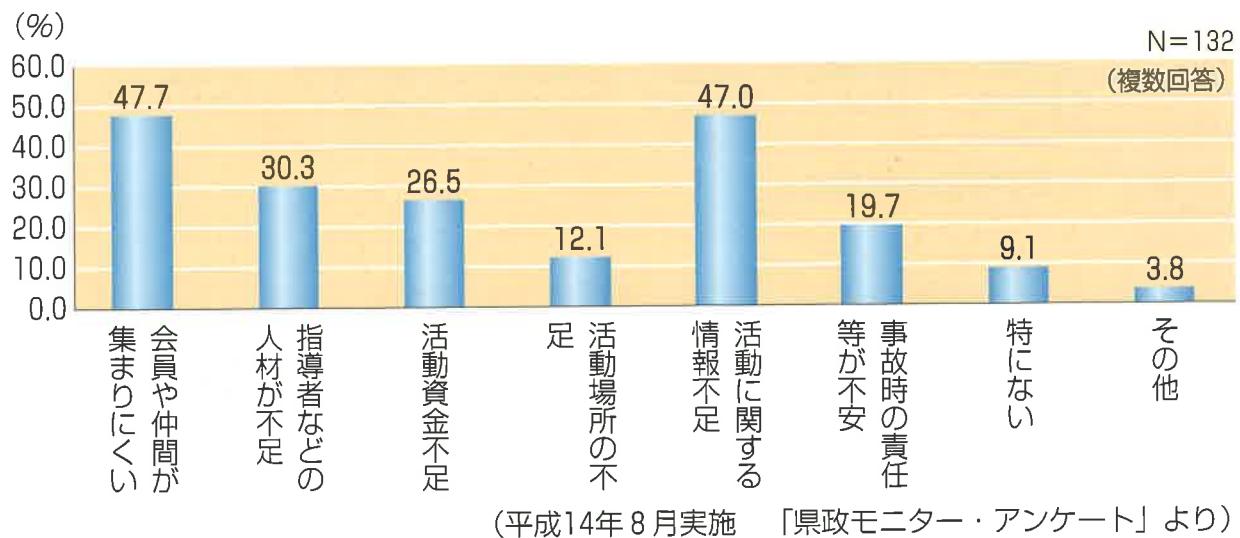


図5



## 2 県民活動団体の現状と課題

### (1) 現状

山口県の県民活動団体は、「構成員30人未満の小規模団体が半数近い」「女性中心・主体型の団体が6割」「団体構成員のうち50歳代以上が半数以上」という特徴があります。(平成13年2月山口県県民活動団体実態調査)

図6 県民活動団体の構成員数

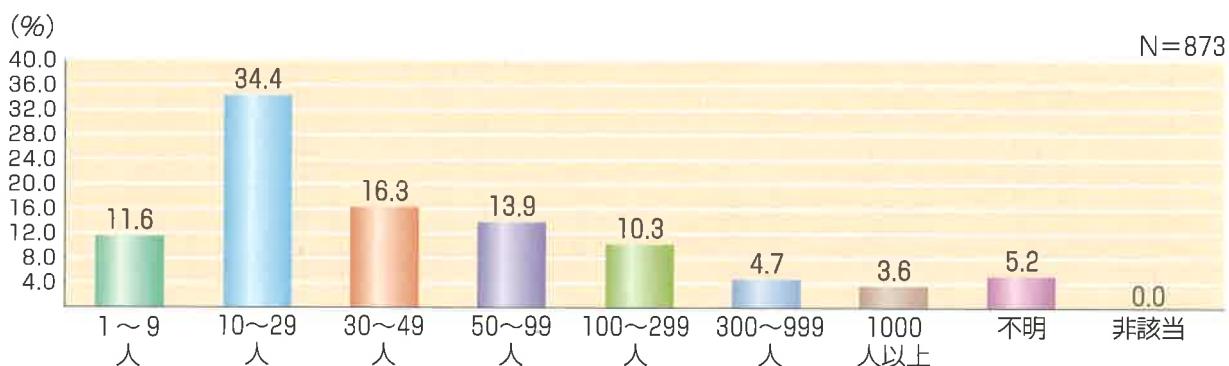


図7 県民活動団体の性別特性

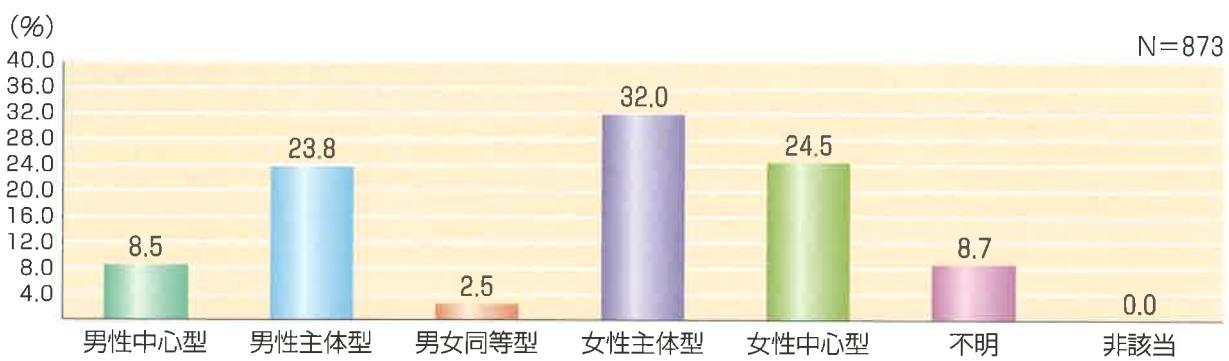
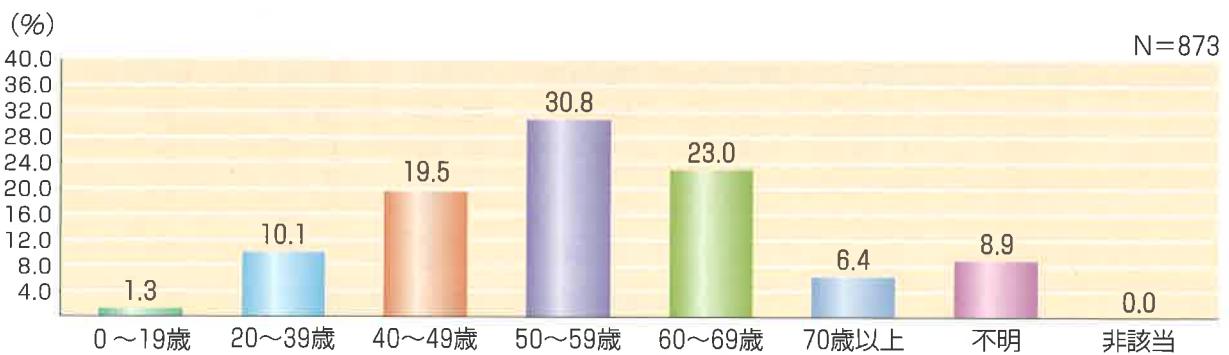


図8 県民活動団体の年齢構成



また、「活動の予算規模が小さい団体が多い。(年間支出総額10万円未満が1／3以上。30万円未満は半数以上)」「専用の事務所を保有している団体は少ない」「常勤のスタッフがいない団体が8割以上」など、活動の際の苦心がうかがえる現状にあります。(平成13年2月山口県県民活動団体実態調査)

図9 県民活動団体の財政規模(年間支出総額)

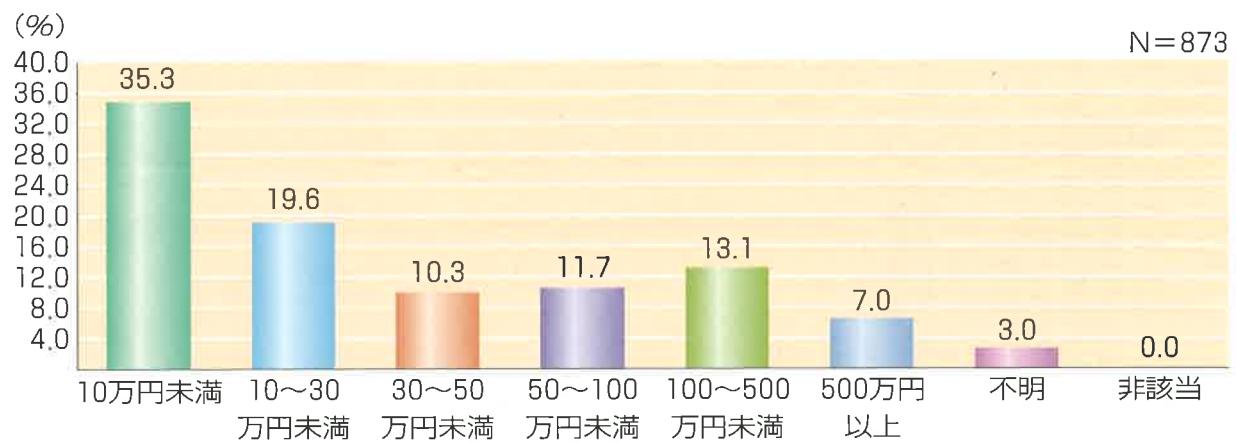


図10 県民活動団体の事務所保有状況

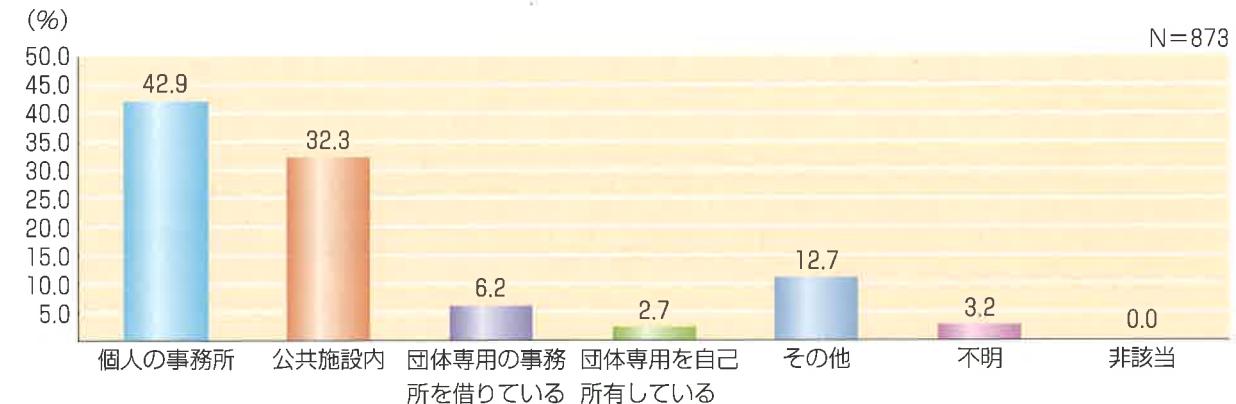
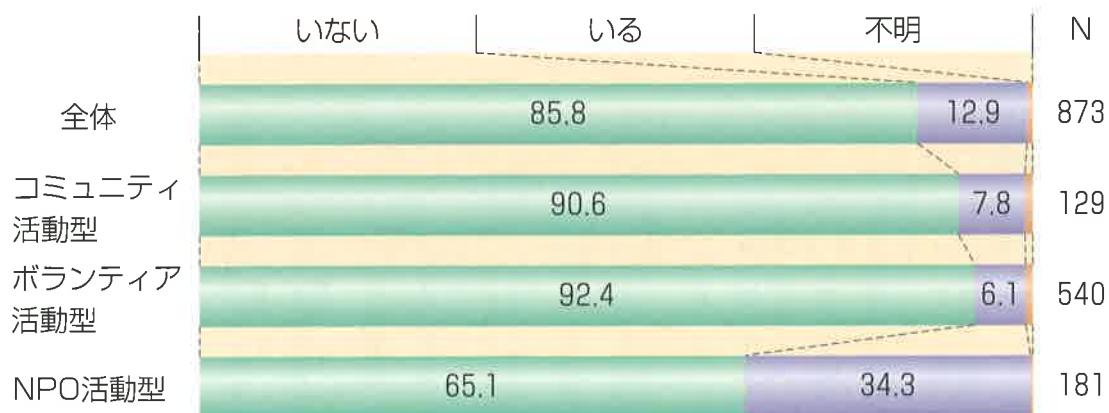


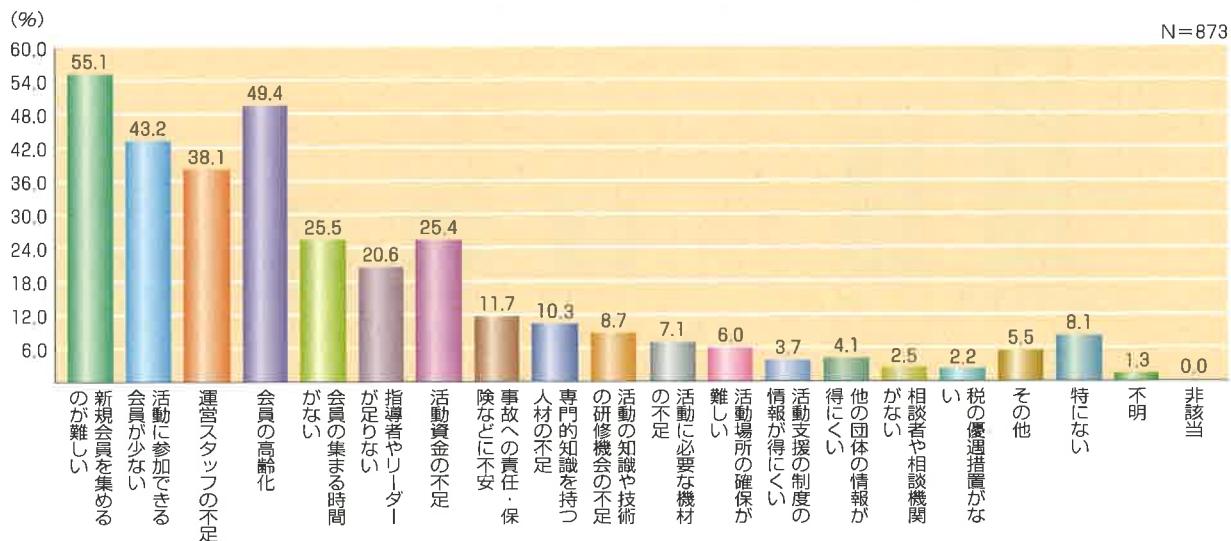
図11 県民活動団体の常勤スタッフの有無 (%)



## (2)課題

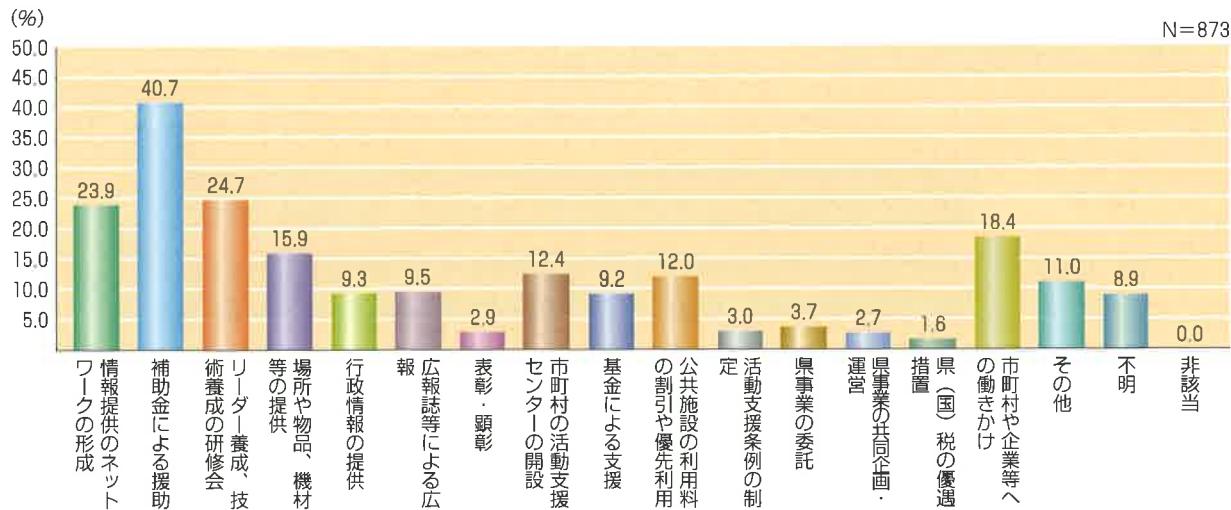
県民活動団体が直面している問題点として、「会員の確保が困難」「指導者等の人材の不足」「活動資金の不足」「研修の場がない」「活動機材・活動場所・事務所設置場所の不足」「活動情報の不足」「事故時の責任等の不安」「PRの不足」等があります。

図12 県民活動団体が直面している問題点



県には、「補助金による財政支援」「リーダー養成・技術習得のための機会提供」「ネットワーク形成への支援」「市町村や企業への働きかけ」「活動場所、活動機材・物品の提供」等の支援が期待されています。

図13 県民活動団体が県に期待する支援策



行政との協力・協働については、7割以上の団体が重要視しており、行政との望ましい関係は、「自立性を尊重しつつ部分的に協力すべき」が7割以上となっています。

団体の自主性・主体性を尊重しながら、活動の向上・促進につながるような支援のあり方が必要と考えられます。

図14 行政との協力・協働の重要性

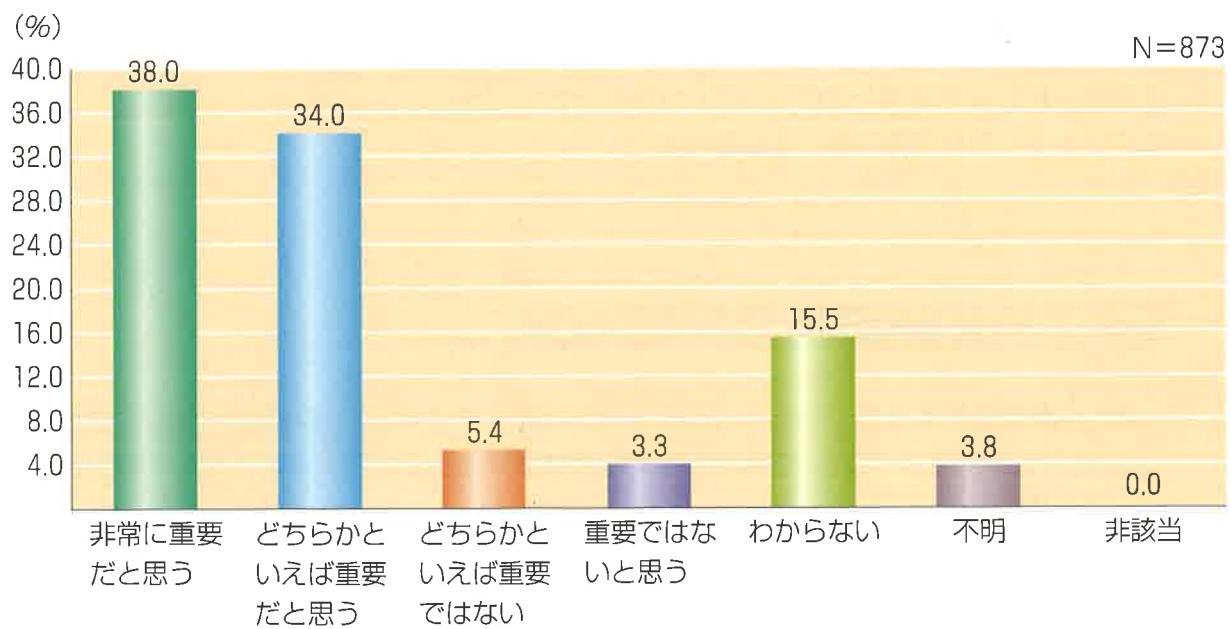
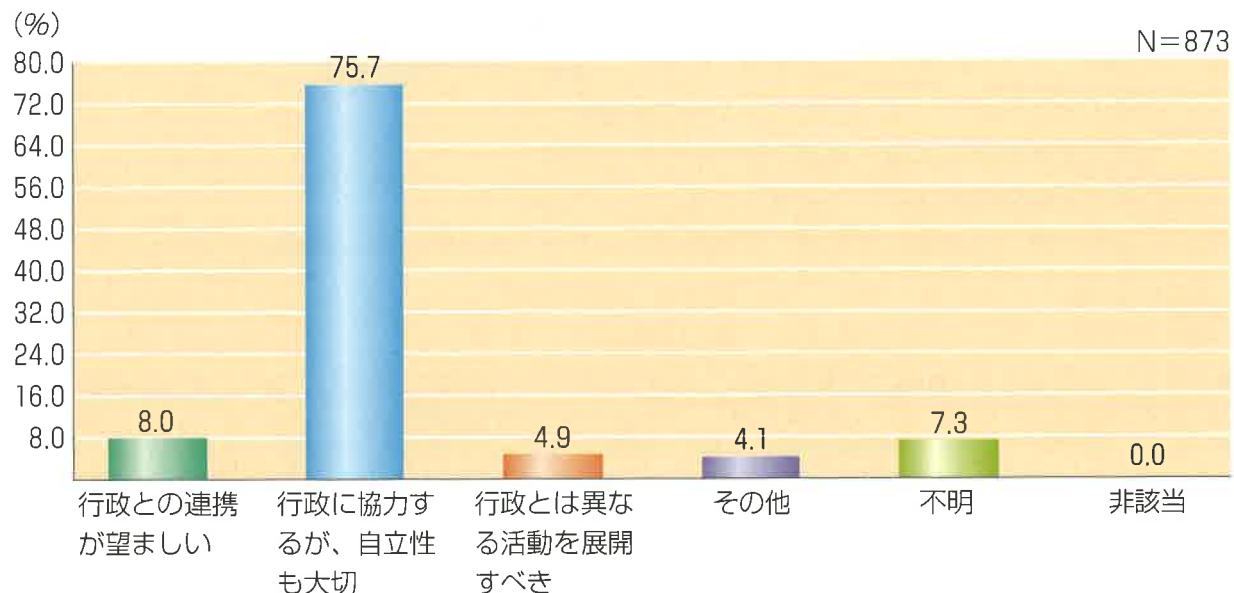


図15 行政との連携姿勢



(図6～15 平成13年2月「山口県県民活動団体実態調査」より)

### 3 県民活動を支援する上での課題

#### (1) 県が支援していく上での課題

県民参加や県民活動団体の課題を踏まえ、次の3点を県の課題として本計画で支援の方向を示します。

- ①県民参加の促進
- ②県民活動の自主性・主体性を損なわない形での支援
- ③パートナーシップの確立と協働<sup>※9</sup>の推進

#### (2) 県民活動を支援する機関や団体の課題

県民活動を支援する機関や団体（以下「県民活動支援機関」）、県民活動を支援する拠点（以下「県民活動支援拠点」）においては、それぞれ実情が異なりますが、次のような課題が例として挙げられます。

各県民活動支援機関や県民活動支援拠点（以下「県民活動支援機関等」）が独自性を発揮しながら連携していくことが期待されます。

- ①利用者、登録団体の伸び悩み
- ②運営予算・事業予算の不足
- ③活動ニーズへの対応（立地条件、利便性、設備、事務所機能等）
- ④個人でボランティア活動を行う人への支援策
- ⑤県民活動団体の規模、発展段階に応じた支援策
- ⑥県民活動団体のネットワークづくり
- ⑦情報提供・相談業務等を行うアドバイザーやコーディネーターの知識・能力の向上

※9 本計画においては、協働に至る関係を築くことを「パートナーシップ」、事業等を一緒に行う行為そのものを「協働」と定義して使っている。なお、協働の定義については30ページ本文を参照。

※10 本計画において、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人等を指す言葉として定義。NPO法人や任意団体はこの中には含まず、「中間支援団体」と表現している。

「主な県民活動支援機関」→62~64ページ

※11 本計画において、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設を指す言葉として定義。情報収集提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペース・機器の設置など主として県民が直接利用できる機能を有する（公設、民設を問わない）。

「主な県民活動支援拠点」→65~66ページ



## 第4章 県民活動促進のための基本方針

第4章

県民活動促進のための基本方針の

県は、県民活動促進条例第1条に掲げられる「協働の推進による個性豊かな地域社会の実現」を図ることを目標とし、同第3条の「基本理念」に基づき、次の考え方を基本として県民活動に関する施策を推進します。

○ 県民活動の主役である県民の県民活動に対する理解が深まり、個人で、あるいは団体活動を通じて、県民活動に参加しやすくなるよう、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

○ 県民活動が活発化し、提供されるサービスや情報が増加することは県民にとって大変有益ですが、県民活動は、県民の自由な意思によることが大切です。参加意欲を損なうことなく、活動を活発化していくことが求められています。

このため、県は、県民活動の発展と定着化に向けて、活動の自主性・主体性を尊重しながら、県民や県民活動団体がより活動しやすいように市町村及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

○ 社会的課題や県民ニーズが多様化、複雑化する中で、課題やニーズに効果的かつ的確に対応していくため、県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民は、共通の目的を有する領域において、積極的な協力・連携を進めていく必要があります。

そのため、それぞれの責務や役割等を相互に理解した対等な立場にあるものとして尊重しあうパートナーシップを確立することが重要であり、それにより協働も促進されます。

県は、政策立案等における県民や県民活動団体の参加、事業の委託・共同実施などを促進するとともに、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、事業者や各種団体の理解と協力が得られるよう環境づくりを行います。

# 1 県民参加のための環境づくり

## (1) 県民の理解

県民は、県民活動の主体であり、活動活性化の源です。しかし、県民活動の言葉の意味や重要性、社会的役割について、まだ県民に十分浸透していない面もあります。

そのため、県は、市町村をはじめ、県民活動支援機関等と連携して普及・啓発活動を行い、県民が県民活動に参加していく上で支障となっている「時間、情報、きっかけ」等の課題について配慮した活動に参加しやすい環境を整備します。

また、普及・啓発活動に当っては、体力に自信がない人、高齢者や障害のある人、子育て中の  
人などの参加も考慮した多種多様な活動情報の提供を行います。

一方で、県民活動が社会的な役割を果たしていくためには、多くの県民の参加と協力が必要です。そのため、とりわけ団体として活動する場合には、できるだけ団体の「設置目的」「活動内容」「特徴」などの情報を公開し、第三者の意見を取り入れながら、活動内容の充実や運営能力の向上に努めることが望されます。これによって団体としての社会的な信用が高まり、県民活動の可能性やすそ野が広がり、個人によるボランティア活動の啓発にもつながります。

県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

## (2) 事業者の役割

事業者は、本来の経済活動に加えて、地域社会の一員として県民活動を自ら行ったり、活動の資源である資金、資材、人材、情報などを提供することにより、県民活動を支援する役割が期待されています。

事業者や従業員が県民活動に関わっていくことにより、地域社会における住民との新たなネットワークができる可能性もあります。

このため、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、経営者団体、商工団体などの事業者団体の理解と協力を得て、事業者や従業員の県民活動への参加意欲を喚起するとともに、県民活動を支援しやすくなるような環境づくりを行います。

また、県民活動のすそ野が広がるよう、事業者だけでなく、各種団体の理解と協力が得られる  
ような環境づくりを行います。

## ② 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり

### (1)自主性・主体性の尊重

県は、県民活動の特性である自主性・主体性を損なわぬよう留意し、個々の活動に対して介入や干渉を行うことのないよう十分に配慮しながら、「人材育成」「ネットワーク形成」「財政支援」「支援拠点」などについて、活動が向上し、促進されるような環境づくりを行います。

### (2)地域性、独自性、個性の尊重

県民活動は、個人活動もあれば団体活動もあり、また、活動の規模・歴史・分野や活動経験、組織としての成熟度等多様であることから、それぞれの活動の個性を生かし、また地域性や独自性が発揮できるよう、県は、県民活動支援機関等と連携して、画一的ではなく、活動の実情に配慮した環境づくりを行います。

### (3)市町村との連携

市町村は、地域社会に密着した自治体として、地域における県民活動を促進していく上で重要な役割を担っており、市町村域内における活動の環境整備については、各市町村が主体となって取り組むことが強く求められています。

また、市町村によって、県民活動の状況も多様であることから、地域の実態に即した施策が期待されます。

県は、県民活動に対する市町村の理解の促進を図り、市町村が実施する県民活動促進のための環境づくりやパートナーシップの形成に協力します。

#### (4) 県民活動支援機関等との連携

県民活動支援機関等は、それぞれの成り立ちや分野に応じた独自の支援を行っています。県はこれらと連携して環境づくりを行います。

県民活動支援機関等が相互に連携し、より県民のニーズに応じた効果的な運営に努めることも必要です。

また、県民活動団体の支援を目的とした県民活動団体である中間支援団体は、<sup>\*12</sup> 県民活動団体のネットワーク化や活動水準の向上に重要な役割を果たしています。県は、各地域における中間支援団体が充実・発展するよう支援するとともに、連携を推進していきます。

\*12 一般には、県民活動を支援することを主たる業務にしている団体・組織等を広く指すが、本計画においては、これらのうち、NPO法人、任意団体（法人格のないNPOやボランティア団体等）に限定して使用している。

### 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境づくり

#### (1) 地方分権と県民自治

地方分権の時代において、地域社会の発展と充実を目指すには、県民が地域の運営に積極的に参画する「<sup>\*13</sup>県民自治」の視点のもと、行政から県民や県民活動団体への財源委譲も含めた「官から民」へのいわゆる「第三の分権」を推進していく必要があります。県民それぞれが自主性や主体性を持って様々な分野における県民活動へ参加し、行政や事業者と協働して地域の問題解決にあたることは、第三の分権の推進の大きな原動力となります。

このため、県では、地方分権の時代に対応した県民が主役の元気な県づくりへ向けて、「山口県新行政改革指針」<sup>\*14</sup>や「山口県地方分権推進プログラム」<sup>\*15</sup>を策定し、県民が県政へ参加し活躍する仕組みづくりや県民との新たなパートナーシップづくりを目指しています。

一方で、県民活動が地域の中で根付き、成熟していくためには、その活動の意義や役割について広く県民の間に理解と関心が深まっていく必要があります。県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

\*13 地方自治は、住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営される「団体自治」と住民の参加によって運営される「住民自治」から成り立ち、そのどちらも欠くことのできないものであるが、本計画においては、「住民自治」のことを「県民自治」と言い換えて表している。

\*14 それまでの三次にわたる行政改革の成果を踏まえ、県が平成13年度に策定した新たな行政改革指針。計画期間は平成13年度～平成17年度の5年間。

\*15 本県の地方分権を推進する指針として平成11年12月に県が策定。「市町村や県民との新たなパートナーシップによる分権型社会の創造」を目標としている。

## (2)パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立

県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民は、相互の違いを十分に理解し、お互いの特性を生かせるよう役割分担を明確にした上で、共通する目的の実現に向けて、対等なパートナーとして協働を進めていくことが重要です。

① 県は、情報の共有化に向けた積極的な情報公開を行い、これまで行政が対応してきた領域であっても、可能なものについては、できる限り県民や県民活動団体との協働を推進していきます。

一方、行政が対応しなければ解決できない課題や行政が対応する方が適切である課題に対しては、行政が責任を持って対応していきます。

② 市町村は、地域に密着した自治体として地域の個性や独自性を生かした施策を検討し、協働を推進していく役割が求められています。県は、市町村における協働の推進に協力します。

③ 事業者においては、協働の目的や事業内容に応じて必要な情報を提供していくことが求められています。県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

④ 県民及び県民活動団体においては、行政や事業者とのパートナーシップの確立に向けて、自身の活動のレベルアップをはかることが望されます。活動の目的・内容・特徴など外に向かって正確な情報を発信することにより、社会的な理解が深まり、また協力も得られ、協働の促進につながっていきます。県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

### (3)協働の必要性と効果

#### ① 協働の定義

協働とは、「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」をいいます。

#### ② 協働の必要性

県民の多様化するニーズに応えていくためには、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や利潤を追求することにより社会に経済的効果をもたらす企業だけでは、十分な対応が難しくなってきています。

一方で、公益・非営利の分野において、自主的・主体的な県民活動が活発化しており、課題解決に向けて、県民や県民活動団体と一緒に取組むことで、より良い成果を挙げができるものもあります。

行政や事業者が県民や県民活動団体と協働し、その専門性や柔軟性、機動性などの特性を生かすことで、県民ニーズに沿ったサービスの提供が可能となります。

#### ③ 協働によって期待される効果

##### i) 県民

県民活動の特性を生かしたきめ細かで柔軟なサービスを受けられるとともに、行政への関心や参画意識が高まります。また、新たな活躍の場や雇用の機会が拡大します。

##### ii) 県民活動団体

自らの特性を生かしながら、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られます。また、会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、団体のレベルアップにもつながります。その結果、活動の場が広がるとともに社会的理解や評価が高まります。

##### iii) 事業者

地域への貢献を通じ、社会的な信頼が醸成され、地域社会とのネットワークが形成でき、幅広い視野や経験を有した従業員の育成にもつながります。

また、事業者自身が社会に貢献する県民活動を行うときに、県民や県民活動団体のノウハウを活用できます。

##### iv) 行政

県民活動の特性を生かすことにより、多様化する県民ニーズに対応できるとともに、行政運営のスリム化・効率化が図られます。また、異なる発想や行動原理を持つ活動団体との協働によって、行政の意識改革が進み、新しい発想も生まれます。

#### (4)行政の意識改革

県民活動は、多様な社会的使命や価値観に基づいて行なわれていることを行政は十分に理解する必要があります。また、多様性、即応性、創造性、先駆性といった県民活動の特徴や、行政の各分野の枠にとらわれない活動の広がり、様々な組織形態があることなども理解する必要があります。

行政は、政策立案等においては、常に県民や県民活動団体の参加と協働が必要であるという発想の転換と意識改革を行う必要があります。協働で事業を実施する場合においても、県民活動は、行政が一方的に決めたことを実施するだけの補完的な役割を果たすものではないことを十分に認識することが必要です。

県民や県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進に関して、県や市町村の職員が十分に理解する必要があります。

県は、県及び市町村の職員に対し、パートナーシップに関する教育・啓発活動を行います。

#### (5)行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応

行政と県民・県民活動団体がパートナーシップを確立し、協働を推進していくにあたっては、「気運の醸成」「職員の意識改革」「行政との協働が可能な県民活動団体の充実」「県民活動団体情報の蓄積」「協働事業の紹介・斡旋など県と県民活動団体との仲介役となるコーディネーターの育成」「事業委託等における民間企業との競合」等の課題があります。

また、具体的に協働を進めていく上で、既存事業の協働化だけでなく、県民や県民活動団体の政策提案を生かした事業など、新しい手法を検討するとともに、協働事業のための財源を確保していく必要があります。

これらを踏まえ、県は、協働を円滑に推進するためのガイドラインを作成します。

## (6)事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進

事業者と県民・県民活動団体のパートナーシップを確立し、協働を進めていくためには、まず、お互いの理解を深めることが必要です。事業者が県民活動の持つ創造性や先駆性に着目し、事業者の理解と協力が得られれば、協働も促進されます。

そのため、事業者においては、事業者団体等が中心となって、各事業者の理解を深めていくことが期待されます。

一方、県民及び県民活動団体においては、事業者からパートナーとしての信用を得る必要があり、とりわけ県民活動団体においては、様々な機会を捉えて情報を発信していくことが求められます。行政と県民活動団体だけでなく、事業者や各種団体も対象とした協働のネットワークづくりと協働事業のコーディネートを進めていくことも重要です。

県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。



## 第5章 県民活動促進施策の展開方向

県は、第4章で示した3つの「基本方針」に基づき、県民活動の特性を十分に踏まえ、市町村及び県民活動支援機関等と十分な連携を図りながら、次の1～3に掲げる環境整備の展開方向に沿って、施策を推進します。

なお、実施に当たっては、公平・公正性や透明性に十分配慮するとともに、「自主性・主体性の尊重」、「協働の視点」に留意します。

## 1 県民参加のための環境整備の展開方向

### (1) 県民への情報提供と参加意欲の促進

県民活動の情報を、様々な広報媒体やイベント・講座の開催等によって広く県民に紹介し、その活動の意義や役割などについての理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなるよう市町村及び県民活動支援機関等と連携して、活動の普及・啓発を推進します。

- ① 広報やイベントの開催などを通じ、県民活動に関する理解や参加意欲を促進します。また、条例で定める「県民活動促進期間」においては、重点的な普及啓発活動を推進します。
- ② 県民活動への参加を希望する県民に対する相談体制を充実します。
- ③ 県民活動に関する人材、活動拠点等の情報を積極的に収集するとともに、インターネットの活用や情報誌の工夫など受け手に応じた多様な手段により速やかに情報を提供します。
- ④ 市町村に対しては、その広報誌等を活用して県民活動の情報を発信するよう依頼します。
- ⑤ 体力や時間がなくて県民活動に参加できない人や高齢者、障害のある人、子育て中の人などで県民活動へ参加したくても情報が入りにくい人々に対する広報の方法、相談体制を工夫します。  
また、これらの人々が無理なく県民活動へ参加できるよう県民や県民活動団体に対しても協力を求めます。

## (2) 県民への学習機会の提供

県民活動の普及・啓発を図るため、生涯学習の視点に立って各種の講座の開催や学習・研修機会の提供を行います。

特に児童生徒に対しては、学校、家庭、地域社会とが連携を図りながら、県民活動への理解と参加を育んでいくための取組みを進めます。

- ① 県民それぞれのライフプランに応じた学習と、その成果を生かすボランティア活動の機会や場の提供を行います。
- ② 市町村教育委員会など教育関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域社会の連携により児童生徒等の体験活動の場を確保するとともに、ボランティア意識の形成と活動意欲を喚起する取組みを進めます。

また、関係機関と連携しながら、児童生徒等が県民活動に参加しやすい環境を整えます。

### (3)事業者の活動参加の促進

事業者には、県民活動に参加し、また、県民活動を支援する役割が期待されています。県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、そのための環境づくりを行います。

- ① 事業者に対し、県民活動の社会的重要性の啓発や地域における活動情報の提供、活動団体の紹介などを通じて、事業者の実情にあった県民活動の支援に対する理解を促進していきます。
- ② 事業者団体や労働者団体等と連携しながら、研修等の実施や参加について、事業者や労働組合の協力を求め、県民活動への参加について理解を促進していきます。
- ③ 事業者が行う様々な分野での社会貢献活動について、県民や県民活動団体との連携の可能性を研究し、情報提供していきます。
- ④ 事業者の県民活動への支援が促進されるよう、マッチングギフト方式を奨励する制度など寄附を行いやすい仕組みに関する研究を進めます。<sup>\*16</sup>
- ⑤ 県民活動のすそ野が広がるよう、活動への参加や支援に関し、事業者だけでなく、各種団体に対しても、上記①～④と同様の取組みを推進します。

---

\*16 従業員が福祉団体等へ自発的に寄附を行う場合、事業者からもその団体に対して、同額あるいは一定の金額を上乗せして寄附するもの。

※17

#### (4)ボランティア休暇制度の普及啓発

県は、被災者支援活動や社会福祉施設における活動など職員のボランティア休暇取得について配慮・促進するとともに、制度の新たな内容や可能性について研究し、市町村に対しても職員への普及啓発について理解を求めていきます。

また、事業者に対しては、県民活動支援機関等と連携し、制度の整備について理解を求めるとともに、研修会の開催などを通じ、ボランティア休暇取得への配慮を求めていきます。

#### (5)県民活動に対応した保険制度の利用啓発

県民活動は自主的・主体的な活動であることから、活動時の安全確保についても自己責任において十分注意することが必要ですが、多くの人が少しでも安心して活動に参加できるよう、万一の事故に備え、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、県民活動に対応した傷害保険や損害賠償保険等についての利用啓発を図り、加入を促進します。

※17 ボランティア活動を支援・奨励するために、事業者や官公庁が従業員や職員に対してボランティア活動のための特別休暇を認める制度。

## 2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向

### (1) 県民活動に関する情報の収集と提供、ニーズの把握

県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携して、県民活動に関する情報の収集と提供を行うとともにニーズの把握を行います。

- ① 地域における活動情報の収集と提供
- ② 広報媒体などを活用した活動事例の紹介
- ③ 国の関係機関や民間団体が実施するものも含めた各種活動支援情報の収集と提供
- ④ 県民活動支援拠点における利用者からの意見聴取や日常業務における利用者ニーズの把握
- ⑤ 県民活動審議会、パブリック・コメント<sup>\*18</sup>、各種調査等を通じた県民活動の実態とニーズの把握
- ⑥ 県・市町村・県民活動支援機関等の間における情報交換の充実

---

\*18 行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く人々の意見や情報を求め、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

## (2)人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施

県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、個人で活動している人も含めた活動内容の充実を図るための研修や県民活動団体を運営するリーダー・専門的知識を持つ人材の育成を図るための研修など、下記のような各種の研修を実施します。

なお、研修の実施にあたっては、県民や県民活動団体が利用しやすいよう研修手法等に留意します。

### 【研修内容等】

- ① 個人の活動者や活動団体の構成員を対象とした活動内容の充実、発展を図るための研修の実施
- ② 様々な活動分野におけるリーダー育成や専門知識・技術に関する研修の実施
- ③ 活動情報等をPRする広報の技術、手法を身につけられる研修の実施
- ④ 中間支援団体の運営や活動団体間の調整を担うコーディネーターの育成のための研修の実施

### 【研修の講師等】

- ⑤ 様々な活動分野や地域における専門的な知識やノウハウを有する人材の発掘と研修会等への派遣。人材リストの作成
- ⑥ 研修会等への講師派遣に関する事業者への協力要請
- ⑦ 総合的な学習の時間等における県民や県民活動団体からの講師派遣の実施<sup>\*19</sup>

### 【研修の実施方法等】

- ⑧ 研修事業の県民活動団体への委託
- ⑨ 県民活動支援機関等が共同で実施する研修事業の検討・実施
- ⑩ 県民活動団体へのインターンシップ制度など生徒・学生が積極的に県民活動に参加できる仕組みの導入に関する研究<sup>\*20</sup>

\*19 これまでの教科の枠を超えて、例えば国際理解や情報、環境、福祉・健康などについて体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に行い、自ら課題を見つけ、自ら考えるなどの力を育てるとともに、学び方や調べ方を身に付けることなどをねらいとした時間。

\*20 生徒・学生が企業やNPO等に一定期間派遣され活動内容や運営方法を実践的に学ぶ制度。

### (3)社会的理解の促進のための広報・啓発事業の実施

県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、県民活動の社会的理解を高めるためのシンポジウム、フォーラム等の開催や広報誌への掲載、啓発資料の作成、インターネットの活用、顕彰制度の検討等、広報・啓発事業を進めます。

また、中間支援団体を中心に県民活動団体自身による情報公開・提供、活動の評価の具体的方法を検討することが必要であり、そのための啓発を行なうとともに、活動発表の機会を充実します。

### (4)活動の場の確保への協力

県民活動を行う上で、活動の拠点となる場所は、その存在をアピールし、県民や事業者等との交流を促進する上でも重要です。県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、公共施設の利用機会の拡大、商店街や遊休施設の空きスペース活用等、地域における活動場所の確保策を検討します。

また、県民活動団体が活動に必要な事務を行う場所の確保についても検討を進めます。

## (5)交流機会の提供等による多様なネットワークの形成

県内それぞれの地域において、多様な県民活動が行われており、地域づくりという観点から、また、行政や事業者との協働を進める観点からも県民や県民活動団体が相互に連携・協力しあうことが、より効果的であり、県民活動の発展にもつながります。

さらに、異分野や他の地域の活動との交流を深めることにより活動の幅が広がり、活発化することが期待されます。

また、世界の様々な地域との相互交流や国際的な助け合いの輪を広げていくためにも県民や県民活動団体の連携・協力が重要です。

このため、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、交流機会の拡大や情報交換の場の提供などを行うことにより、海外も含めた多様な県民活動のネットワークが形成されるよう支援します。

県は、広域的なネットワークの形成をめざした支援を行うこととし、市町村域内における地域単位のネットワーク形成については、地域に密着した自治体である市町村が支援することが期待されます。

## (6)情報ネットワークシステムの機能充実

県民活動を行っていく上で、ボランティア募集情報、活動団体の情報、寄附や助成の情報、研究・教育機関の情報、行政情報などを的確に得ることが求められています。

また、活動の紹介、人材や寄附金の募集、事業の広報などを発信し、活動のPRを行っていくことが重要であることも課題として挙げられています。

県民の活動への参加を促す意味においても、様々な形でのパートナーシップを確立し協働を推進していく上でも、インターネットを活用した情報機能の充実は不可欠となっています。

このため、県は、「やまぐち情報スーパーネットワーク」<sup>\*21</sup>の利活用について普及啓発を行います。

また、活動事例や団体情報をはじめ、民間団体、自治体などの活動支援情報を収集・蓄積し、活動への参加を考えている県民が情報を得やすいよう、「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した情報提供システムを整備充実します。

\*21 光ファイバー網等を活用したオープンかつ高速・大容量の全県的情報通信網（略称「YSN」平成13年7月運用開始）。

## (7) 県民活動支援機関等における相互の連携

県民活動をより効果的に支援し、促進していくためには、県民活動支援機関等が相互に協力し、連携していくことが重要です。

このため、既存の「県民活動支援団体等連絡調整会議」<sup>\*22</sup> や「県民活動センターネットワーク会議」<sup>\*23</sup> を活用するなど、様々な機会を捉え、相互の情報交換や交流の場の充実を図る必要があります。

また、中間支援団体との情報交換や交流の場についても、県民活動支援機関等が中心となって進めていくことが求められます。

## (8) 中間支援団体の充実と連携

県民活動団体を支援する県民活動団体である中間支援団体は、行政や既存の県民活動支援機関等ではカバーしきれない県民活動の実態に即した柔軟な支援が特徴です。

また、県民活動のネットワークを形成していく上でも重要な役割を果たしています。

県民・県民活動団体と行政・事業者間のパートナーシップを確立し、協働が円滑に実施されるためには、幅広いネットワークを持つ中間支援団体が各者の結び手となることが期待されています。

このため、県は、県民活動支援機関等とともに、中間支援団体の充実を図り、連携していきます。

その一つの例として、県が、「やまぐち県民活動きらめき財団」に管理運営を委託している「やまぐち県民活動支援センター」については、情報提供・相談・仲介など県民活動団体の特性が生かせる機能に関し、中間支援団体へ再委託しています。

\*22 県民活動に関する施策の効果的な推進、県民活動の促進に関する情報交換・情報提供、構成団体相互の意見調整等のため平成14年度に設置。現在、県内の9団体・機関で構成。

\*23 やまぐち県民活動支援センター及び市町村の支援センター（現在5市1町）で構成。県民活動の推進やネットワーク形成に関する情報交換・情報提供、連携・調整等を行うため平成13年度に設置。

## (9) 県の財政支援の方向

- ① 県は、県民活動促進のための環境づくりを行う観点から、県民活動支援機関等への助成など県民活動全般に波及効果のある財政支援を中心として行います。
- 個々の県民や県民活動団体を対象とした財政支援については、主として県民活動支援機関が必要性も含め、ニーズや効果等を十分検討した上で実施することとし、県が直接実施する場合には、協働推進の観点に立って進めるものとします。
- ② NPO法人に対する融資制度については、既に充実した制度を導入していますが、今後ともニーズや状況に応じ対応していきます。
- ③ 県税の軽減措置については、NPO法人の立ち上げ段階において、法人運営に苦慮していることから、NPO法人が、社会貢献活動を行っているという公益性に着目し、税の公平性に配慮しつつ軽減措置を行っていますが、今後ともNPO法人のニーズや状況を踏まえて検討していきます。
- ④ NPO法人への寄附に対する国税の税制上の措置については、財政基盤の自立を図る上で重要であることから、他の都道府県とも連携して早期改善を図りながら取り組んでいきます。
- ⑤ 県民活動を行っていく上で、財政基盤の確立が大変重要であることから、県は、事業者や県民活動支援機関等と連携して、マッチングギフト制度など資金を確保する多様な仕組みづくりについて研究します。

## (10) 県と市町村における施策の協力、連携

地域での県民活動がよりいっそう活発化されるよう、市町村域内における県民活動への支援、促進については、地域の実情に配慮しながら各市町村が中心となって取組むことが必要です。

県は、県民活動に関する県の施策に関し市町村への情報提供に努めるなど、市町村における県民活動支援・促進のための基盤整備の実施に向けた気運を醸成していくとともに、会議等を通じて協力・連携していきます。

## (11) 県民活動支援拠点の整備と機能充実

### ① 県民活動支援拠点整備の考え方

i ) 県は、県下全域にわたる県民活動の促進と協働の推進、総合的な施策の展開のため、「やまぐち県民活動きらめき財団（以下「きらめき財団」）を設立し、「やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」）の運営を委託しています。

きらめき財団と県民活動支援センターは、ともに県民活動促進条例第10条に規定する県民活動の支援拠点であり、県民活動を幅広く支援します。

今後とも県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動を促進していく観点から機能を強化・充実するとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携し、県民活動を促進します。

ii ) 県内各地で県民活動の促進が図られるよう、市町村域における県民活動支援拠点整備については、市町村ボランティアセンター等既存支援拠点の機能の充実強化も含め、市町村が中心となって進める必要があります。県は、地域の自主性を尊重しながら協力していきます。

広域圏については、地域の実情に応じ、既存の支援拠点の活用や連携も視野に入れながら、支援拠点機能を強化します。

### ② 中核的な県民活動支援拠点と地域の県民活動支援拠点の役割について

i ) きらめき財団及び県民活動支援センターは、県下全域にわたる県民活動の促進のため、県民活動支援の総合窓口として、また、連携・協働の拠点として、全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートを行います。

また、県下の県民活動に共通する課題解決を図るため、広域的な観点から、各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行います。

ii ) 各専門分野における活動支援拠点においては、それぞれの設置目的に応じ、分野ごとの中核的な役割を果たす県民活動支援拠点が中心となって、県民活動の支援・促進に必要な機能の強化と充実に取り組みます。

また、地域の支援拠点と連携してそれぞれの分野の活動団体のネットワークの強化と支援・促進策の充実に取り組みます。

iii ) 地域の活動支援拠点は、地域に密着した拠点として、活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に生かした活動ができるよう支援を行うことが求められます。

また、活動団体のネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応できるよう努めることが期待されます。

### ③県民活動支援拠点の機能の強化と充実

県民活動支援拠点のうち、きらめき財団及び県民活動支援センターにおいて実施する県民活動支援・促進のための事業については、県民活動団体をはじめ、広く県民の意見を聴いて、事業のあり方やニーズを把握し、県民活動の自主性・主体性を損なわぬよう留意しながら、次のような機能の強化・充実を進めるとともに、時宜に応じた必要なメニューを充実します。

また、地域における県民活動支援拠点においては、下記を参考としながら、それぞれの特性や実情に応じた機能の整備に努めることが期待されます。

#### i) 財政支援機能の強化と充実

- ア 県民活動の発展段階や活動規模等に応じた広域的観点からの助成事業の検討・実施
- イ 融資事業の促進等活動団体の多様な事業に応じた財政支援の検討・実施

#### ii) 普及・啓発機能の強化と充実

- ア 県民活動に関するシンポジウムやイベントの開催
- イ 機関誌・パンフレット・ホームページ等の内容充実

#### iii) 情報収集・提供機能の強化と充実

- ア 情報システムの整備充実と活用方法の検討
- イ 県民活動団体の登録数増加策の検討
- ウ 情報コーナーの充実（掲示板・パソコン設置、ライブラリー等）
- エ 地域の活動支援拠点と連携した地域情報の収集と提供の強化
- オ 情報誌、メールマガジンの内容充実とタイムリーな発行
- カ 各種の先駆的・実験的な事業や県内の代表的な活動事例等の紹介

#### iv) 交流・連携機能の強化と充実

- ア ワークショップの開催、交流事業、活動発表会等の実施による県民活動のネットワークの形成促進
- イ 行政、県民、県民活動団体、県民活動支援機関、県民活動支援拠点、事業者、大学、地域を結ぶネットワークの構築

#### v) 相談・仲介機能の強化と充実

- ア 個人でのボランティア活動への参加、県民活動団体の設立・運営・NPO法人化等に関する各種の相談への対応などコンサルティング機能の充実・強化
- イ 行政、事業者との協働に関するコーディネートの実施
- ウ アドバイザーやコーディネーターの適切な配置と育成

#### **vi) 人材育成・研修機能の強化と充実**

- ア 県民活動のリーダー養成事業の充実
- イ 中間支援団体における協働コーディネーターの育成
- ウ 広報能力等を高めるための研修の実施など専門的な研修の充実

#### **vii) 調査研究機能の強化と充実**

- ア 県民活動に関する課題等の把握調査の実施
- イ 県民活動の活性化方策の調査・研究
- ウ 行政に対する政策提言の実施、仲介

#### **viii) その他**

- ア 個人で活動している人、これから活動を始めようとする人、中高生等の若い人など老若男女を問わず誰でも気軽に利用できる環境づくりへの配慮
- イ 支援拠点利用者が使用する各種活動用作業機器類の整備・充実
- ウ 利用者が利用しやすい会議ブース、作業ブースの充実
- エ 県民活動団体用事務所ブースの提供・斡旋の検討
- オ 事業等の評価を行う第三者機関の設置の検討
- カ 利用者の意見を反映する利用者協議会の充実

#### **④県民活動支援拠点の管理運営方法**

県民活動支援センターの管理運営方法については、当面は公設民営で続けていきますが、将来的には民設民営化も視野に入れて検討します。

また、各専門分野及び市町村等の地域における県民活動支援拠点については、それぞれの分野や地域の実情にあわせ、各支援拠点が十分に検討した上で主体的に選択する必要があります。

## (12) コミュニティ・ビジネスの振興

地域住民が自ら地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく「コミュニティ・ビジネス」については、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

- ① コミュニティ・ビジネスの普及・啓発
- ② コミュニティ・ビジネスの人材の育成
- ③ コミュニティ・ビジネス支援のためのネットワーク形成

※ コミュニティ・ビジネスは、営利的な性格をもつものの、その公益性や地域社会の活性化機能を重視し、県の「やまぐち未来デザイン21第三次実行計画」において促進を図っていくこととしています。本計画においても、県民活動団体が行う活動の一つの方向としてその振興策について位置づけるものです。

## (13) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実

県は、県民活動支援センター及び市町村の支援センターと連携し、特定非営利活動促進法（NPO法）の普及啓発を行います。

NPO法人の設立認証事務が円滑に進められるよう、県民活動支援センターの情報機能を充実するとともにアドバイザーの育成など相談機能を強化します。

また、財務・会計・労務など、NPO法人の組織運営に関して、より専門的な相談に適切に対応するため、専門的な知識を持ったアドバイザーの充実を図り、相談体制の整備を進めます。

### ③ 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境整備の展開方向

#### (1) 透明で開かれた県政の一層の推進

県は、県民や県民活動団体が行政と共に目的を見い出しやすくし、事業の協働化の可能性が広がるよう県民や県民活動団体が必要とする情報を積極的に公開・提供していきます。

①広報活動の積極的な実施

②情報公開の充実

#### (2) 政策立案等における県民・県民活動団体の参加機会確保

県の基本的な政策を立案する過程において、その立案過程に係る政策の趣旨、内容等を明らかにし、県民や県民活動団体が持つ情報や政策提案能力を十分引き出せる機会を確保します。

①政策立案時におけるパブリック・コメント募集などの充実・強化

②各種審議会や委員会などの委員における県民活動団体関係者の参加促進及び公募による県民の参加促進

③県政モニター制度<sup>\*24</sup>等県民からの直接意見聴取制度の充実

④県民や県民活動団体の意見が反映できる新しい仕組みづくりの検討

\*24 県が公募等により県民にモニターを依頼し、県政に関する意見や提言を求める制度。モニターミーティングへの出席、アンケートへの回答等を依頼している。

### (3)事業者及び各種団体との連携・協力による協働の推進

- ① 県民活動を地域の課題解決や地域社会の発展に生かすため、県は、市町村及び県民活動支援機関等と連携し、事業者団体や公益法人、協同組合、労働組合、中間法人など各種団体の理解と協力を求めます。

また、事業者やこれら各種団体と県民や県民活動団体が協働、連携できる分野や業務を検討し、協働の推進に向けたパートナーシップの確立をめざします。

このため、県民や県民活動団体と事業者・各種団体との交流や情報・意見交換の場を設けることにより、幅広いネットワークを構築します。

- ② 協働推進におけるコーディネーターとしての中間支援団体の充実を図るとともに、連携を進めます。

### (4)市町村における協働の推進への協力

市町村は、県民に身近な県民活動の窓口として、協働の推進においても果たす役割が大きいことから、市町村域内における協働の推進に関しては、各市町村が主体となって地域の実情に応じた施策に取り組む必要があります。

県は、市町村の自主性を尊重しつつ相互の情報交換や施策の連携等を行う場を設け、県と市町村あるいは市町村間を結ぶネットワークづくりを推進します。

また、市町村と県民や県民活動団体との協働が進められるよう協力・支援します。

## (5)協働に関する研修の充実

① 県は、県職員の研修カリキュラムに、県民活動や協働に関するものを積極的に取り入れ、県民活動に対する職員の理解を促進します。

手法についても、活動中の県民や県民活動団体を講師に招いたり、県民や県民活動団体との合同研修の実施などにより効果的な研修となるよう工夫します。

また、職員が自主的・主体的に県民活動に参加することを奨励します。

② 県は、市町村職員を対象とした研修を実施するとともに、県民活動に関する市町村独自の職員研修の実施について、配慮を求めます。

③ 県は、県民活動支援機関等と連携し、県民や県民活動団体を対象とした協働に関する研修、公開講座等を充実します。

## (6)大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進

県は、県民活動支援機関等と連携して大学や各種研究機関等との連携を図り、県民活動に関する先進事例や諸外国の状況等の調査研究を通じて、新たな県民活動の展開や様々な形の協働の可能性を検討します。

## (7) 県事業における協働の推進

① 県は、協働の推進について全庁的な共通認識を図り、行政各分野において、様々な目的のために実施される事業（下記例）について、委託、補助、融資、共催、事業協力などによる、県民や県民活動団体との協働の可能性を検討し、実施します。

- i ) 県有施設の管理運営
- ii ) シンポジウム、イベント等の企画、運営
- iii ) 研修事業、交流事業、相談事業、情報提供事業、普及啓発事業、講師等人材派遣事業、調査・研究事業等の企画、実施
- iv ) 先駆的・実験的な事業の企画、実施
- v ) その他県民活動の特徴を生かせる事業の企画、実施

② 県民や県民活動団体の政策提案により、協働で事業を実施していく新たな取組みや必要な財源の確保について検討を進めます。

③ 県が主体的に実施するイベント等においても、県民や県民活動団体の参加・協力が得られるよう検討し、可能なものから実施します。

### ④ 協働事業の手順

県事業における協働の具体的な進め方については、以下のような手順で行ないます。詳細は、「今後検討すべき課題」への対応策を含め、新しいガイドラインの中で示します。

#### i ) 協働事業の検討と決定

県民のニーズを踏まえ、県民活動の特徴である創造性や先駆性等を生かした新たな協働事業の実施や既存事業の協働化について検討し、協働事業を決定します。

#### ii ) 協働の事業方法の選択

事業目的の実現のために最も効果的な協働の事業方法を検討し選択します。

##### ※協働の事業方法の例

委託、補助、融資、共催（実行委員会方式も含む）、事業協力（後援、協定等）、政策提言（審議会、委員会、モニター制度等）

#### iii ) 協働のパートナーの選定

協働事業の内容や事業方法に応じて、競争性、透明性、公平性の確保に留意しながらパートナーを選定します。

#### iv) 協働事業の実施

協働の主体である県及び県民・県民活動団体それぞれが責任を持って協働事業を実施します。

#### v) 協働事業実施後の評価とフィードバック

協働事業終了後は、事業の評価を行い、評価結果に基づいて、事業の見直しや改善を行います。

#### 【今後検討すべき課題】

- 協働事業としてどういう事業が適当であるかを選定する際の県民や県民活動団体の意見聴取の方法等
- 競争性、透明性、公平性が確保できる協働先選定の基準づくり（選定方法、発注方法等）
- 協働事業を実施する上での責任の明確化
- 県及び県民活動団体双方からの評価、第三者による評価の方法等協働事業を評価するシステムの整備
- 評価に基づくフィードバックの手法

### (8) 協働推進のための新しいガイドラインの策定

基本方針及び前項で示している「協働を円滑に推進するための新しいガイドライン」については、県が県民や県民活動団体とパートナーシップを確立し協働を推進していくための手法やルール、その他必要な事項を再検討し、「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の改訂版として策定します。

この改訂版ガイドブックは、県が協働を進めていくための資料であるとともに、県民や県民活動団体に対する協働についての周知・情報提供、市町村が協働を推進していく上での参考資料として、また、県民活動支援機関等及び中間支援団体が協働のコーディネート役を果たしていく上での参考資料等として広く活用できる内容となるものを目指します。

なお、協働事業の実績、効果や県民活動の進展にあわせ、必要となる情報を追加するなど、適宜改訂を行っていきます。



## 第6章 計画の推進

# 1 推進体制

この基本計画は県民活動を総合的・計画的に進めるためのものであり、広範多岐にわたる施策が含まれています。これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、府内における推進体制を充実するとともに、市町村及び事業者、県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

## (1) 府内における推進体制

- ① 県は、知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、この基本計画に基づく県民活動に関する県の施策について検討・調整を行い、府内関係部局の連携を図りながら推進していきます。
- ② 府内においては、環境生活部県民生活課県民活動推進室が県民活動全体の所管部局として、総合窓口としての連携調整等の機能を担うとともに、県民活動全般に共通する施策を推進します。また、各分野についてはそれぞれの分野を所管する関係各課室が中心となって施策を推進します。

## (2) 山口県県民活動審議会

山口県県民活動促進条例の規定に基づき、この基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査し、審議し、施策についての建議を行います。

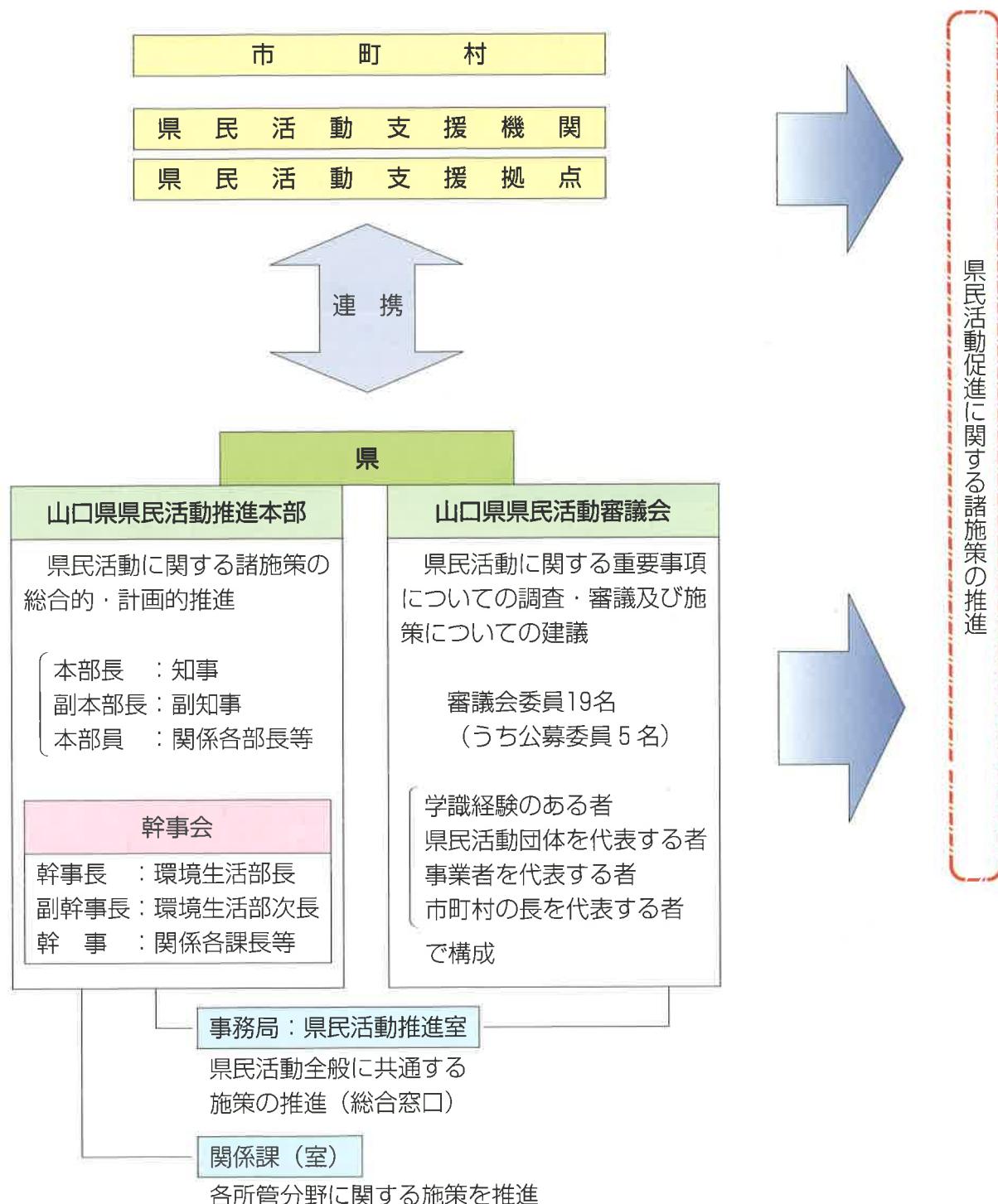
また、県から基本計画の実施状況の報告を求め、効果的な推進方策について提言を行います。

## (3) 市町村及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町村との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じ、市町村と連携して計画を推進します。

また、県民活動支援団体連絡会議、県民活動センターネットワーク会議等を通じ、県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

## 推進体制



## 2 計画の進行状況の把握と評価

基本計画を着実に推進するため、毎年度計画の進捗状況を把握し、進行管理及び評価を行うほか、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行います。

### (1)進行状況の把握、確認

県は、年次報告書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会をはじめ、広く県民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

### (2)施策・事業の評価とフィードバック

本基本計画に示す各施策や事業について、適正な評価を行い、評価の結果を施策に反映させていきます。また、基本計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。



## 第7章 用語解説

# 1 用語の解説

(五十音順)

| 用語              | 説明  |
|-----------------|---|
| インターンシップ制度      | <p>一般的には「生徒・学生が企業やNPO等に一定期間派遣され活動内容や運営方法を実践的に学ぶ制度」と解されており、近年、日本でも盛んになってきている。</p> <p>本県においても、県民活動の分野に普及すれば、生徒・学生の能力向上や活動への理解・関心の深まりなど人材育成につながることが期待できる。</p> <p>また、県民活動団体にとっても人材不足の解消や将来的な人材確保、学校・大学との関係強化等が期待できるが、生徒・学生、学校・大学、受入れ団体それぞれの課題や協力体制等について研究していく必要がある。</p> |
| 各種団体            | 県民活動を県全体で促進していくためには、「県民活動支援機関」や「事業者団体」等の名称で本計画に記載されている以外の団体の理解と協力も重要であることから、「支援機関に該当しない公益法人」、「労働者団体」、「協同組合」、「中間法人」等を総称して各種団体と表している。   |
| 県政モニターリング制度     | 県が公募等により県民にモニターを依頼し、県政に関する意見や提言を求める制度。モニターリングへの出席やモニターを対象とした県政に関するアンケートへの回答を年に数回依頼するほか、意見や提言を隨時お願いしている。   |
| 県民活動            | <p>営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動。</p> <p>活動の形態においては、コミュニティ活動（地域住民活動）、ボランティア活動（個人の自発的な意思に基づく活動）、NPO活動（一定の規模を備えた組織的な活動）をいう。</p> <p>なお、ここでいう「社会参加活動」とは、地域社会の中における様々な分野（NPO法別表に掲げる分野）の課題の解決等に向けて、人々が参加して行う活動を指す。<br/>(詳細は第2章参照)</p>         |
| 県民活動支援機関        | 県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、民法第34条公益法人（財団法人、社団法人）、特別法に基づく法人（社会福祉法人等）。  |
| 県民活動支援拠点        | 県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設（公設、民設を問わない）。  |
| 県民活動支援団体等連絡調整会議 | 情報収集提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置等、主として県民が直接利用できる機能を有する。  |
| 県民活動支援団体等連絡調整会議 | 県民活動に関する施策の効果的な推進、県民活動の促進に関する情報交換・情報提供、構成団体相互の意見調整等のため平成14年度に設置。現在、県内の9団体・機関で構成。  |

| 用語               | 説明   |
|------------------|--|
| 県民活動センターネットワーク会議 | 県民活動支援センター及び市町村の支援センター（現在5市1町）で構成。県民活動の推進やネットワーク形成に関する情報交換・情報提供、連携・調整等を行うため平成13年度に設置。  |
| 県民活動団体           | <p>組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次のいずれにも該当する団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①宗教・政治活動を主たる目的としない活動</li> <li>②選挙活動を目的としない活動</li> <li>③営利を目的としない活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">（詳細は第2章参照）</p>   |
| 県民自治             | <p>地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことである。日本国憲法では、地方自治体の組織運営に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めるとされている。「地方自治の本旨」とは、地方自治が住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営されるということ（団体自治）と住民の参加によって運営されるということ（住民自治）から成り立つという考え方であり、そのどちらも欠くことのできないものである。</p> <p>本計画においては、県の策定する計画であり、「住民」よりも「県民」という言葉がふさわしいものであること、「住民参加」を「県民参加」と置き換える違和感がないこと、県民活動審議会においても「県民自治」として異論がないことから、上記「住民自治」を「県民自治」と言い換え、計画に盛んでいる。</p> |
| コミュニティ・ビジネス      | 「地域住民が自ら、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく新たなビジネス」であり、新規産業・雇用の創出等を通じて、地域経済の活性化にも寄与していく、地域活動とビジネス活動の両面を兼ね備えた事業である。   |
| 事業者              | <p>法律用語としての「事業者」とは、一般に、「商業・工業・金融業その他の事業（鉱業、農業、林業、水産業等）を行う者」をいう。「行う者」とは通常「営む者」を指し、従業員は含まない（法律によっては含むと定義している場合もある）。また、社会事業、教育事業、自由職業等は含まない。</p> <p>本計画の場合、通常の法律用語どおり企業や商業・農林水産業を営む者の意味で使っている。</p>  |
| 市民活動・市民活動団体      | <p>「市民活動」とは、自立した諸個人（「市民」）による公益を目的とした非営利の自主的・主体的な社会参加活動を指す言葉として、一般的に用いられる。</p> <p>「市民活動」の主体となる組織・団体が「市民活動団体」である。「県民活動」及び「県民活動団体」とは、これら「市民活動」・「市民活動団体」のうち、主として本県を拠点に展開される活動や活動団体を総称する言葉といえる。</p>   |

| 用語          | 説明  |
|-------------|---|
| 総合的な学習の時間   | <p>これまでの教科の枠を超えて、例えば国際理解や情報、環境、福祉・健康などについて、調べたりまとめたりすることなどにより、自ら課題を見つけ、自ら考えるなどの力を育てるとともに、学び方や調べ方を身に付けることをねらいとした時間。そのため、体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に行われる。</p> <p>また、教科で学んだことを「総合的な学習の時間」に生かしたり、「総合的な学習の時間」で学んだことを教科の学習に生かすことによって、学習したことが、「分かった」だけにとどまるのではなく、様々な場面で生かされていくことを目指し、各学校においては学校や地域の特色を生かした創意工夫ある取組みを展開している。小中学校では平成14年度から導入されており、高等学校では平成15年度から段階的に導入される。</p> |
| 第三の分権       | 正式な行政用語や法律用語として確立されたものではないが、一般に国から地方自治体への権限委譲を「第一の分権」、地方自治体間（都道府県から市区町村へ）の権限委譲を「第二の分権」と位置づけ、地方自治体から住民や市民活動団体への権限委譲を特に「第三の分権」と表現する場合が多い。   |
| 中間支援団体      | <p>一般に、「中間支援団体」「中間支援組織」とは、県民活動を支援することを主たる業務にしている団体・組織等を広く指すが、本計画においては、これらのうち、NPO法人、任意団体（法人格のないNPOやボランティア団体等）に限定して使用している。（県内の例としては、「NPO法人うべネットワーク」「NPO法人山口NPOサポートネットワーク」「NPO法人やまぐち県民ネット21」「きららネット」などがある。）</p> <p>前記「県民活動支援機関」で定義した行政機関や公益法人・特別法に基づく法人はこの中に含まない。なお、「県民活動支援拠点」については、中間支援団体により設置、管理、運営等が行われている場合もある。</p>  |
| パートナーシップと協働 | 「協働」は直訳すればコラボレーション（collaboration）であるが、パートナーシップもほぼ同様の意味で使われている。本計画においては、協働に至る関係を築くことを「パートナーシップ」、事業等を一緒に行う行為そのものを「協働」とする。なお、協働の定義については本文31ページを参照。   |
| パブリック・コメント  | <p>行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く人々の意見や情報を求め、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。</p> <p>本県では、平成14年4月1日から「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」を施行し、県の長期構想や各分野における施策の基本方針・計画等の策定又は改定の際等において実施している。</p>   |

| 用語                      | 説明  |
|-------------------------|---|
| <b>福祉の輪づくり運動</b>        | 山口県社会福祉協議会が全国に先駆けて提唱した生活圏における住民の助け合い活動。地域で困っているお年寄りや子育てに悩んでいる人たちを輪の中心として捉え、近隣住民、ボランティア、民生児童委員、婦人会員等が横のネットワークを保ちながらその人を見守り、または援助するための輪をつくっていくという活動である。昭和53年度からモデル事業として類似の試みが行われ、昭和61年度から「福祉の輪づくり運動」としてスタートし、現在も続いている。              |
| <b>ボランティア休暇制度</b>       | ボランティア活動を支援・奨励するために、事業者や官公庁が従業員や職員に対してボランティア活動のための特別休暇を認める制度。民間企業における我が国での普及率は2.1%（平成14年厚生労働省就労条件総合調査）。山口県職員については、平成9年1月から県で制度化している。  |
| <b>マッチング・ギフト制度</b>      | 従業員が福祉団体等へ自発的に寄附を行う場合、事業者からもその団体に対して、同額あるいは一定の金額を上乗せして寄附するという制度。<br>従業員にとっては、個人の寄附金以上の貢献ができ、事業者は、従業員の意向を尊重して社会に貢献できる。また、受入れる側にとって寄附金額が倍増するというメリットがある。   |
| <b>山口県新行政改革指針</b>       | 本県を取り巻く行財政環境の変化や多様化する県民ニーズに応えるため、昭和54年度以来の三次にわたる行政改革の成果を踏まえ、県が平成13年度に策定した新たな行政改革指針。計画期間は平成13年度～平成17年度の5年間。「県民主役の元気な県政へのシステムづくり」を基本理念としている。  |
| <b>山口県地方分権推進プログラム</b>   | 本県の地方分権を推進する指針として平成11年12月に県が策定。「市町村や県民との新たなパートナーシップによる分権型社会の創造」を目標とし、県と市町村の対等・協力の関係の構築、広域行政の推進、県民参加による分権の推進の三つの柱を掲げている。   |
| <b>やまぐち情報スーパーネットワーク</b> | 光ファイバーを活用したオープンかつ高速・大容量の全県的情報通信網（略称「YSN」）平成13年7月運用開始）。総延長450キロ（H14～H15ループ化工事後は830キロ）、通信速度622 Mbps、アクセスポイント県内15カ所。<br>県では、高度情報化の推進を、重点的・戦略的に取り組むべき課題と位置づけ、このネットワークを使って県民・企業・行政が情報を共有・交流し、新たな産業の創出や文化形成を進め、豊かで活力ある情報先進県を目指すこととしている。 |
| <b>やまぐち未来デザイン21</b>     | 昭和37年以来の四次にわたる「県政振興の長期展望」に替わるものとして策定された21世紀初頭を展望する県政運営の指針。計画期間は平成10年度～平成22年度。基本目標は「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」。現在「第三次実行計画」を推進中である。   |

## 2 主な県民活動支援機関

| 機関名                                  | 種別   | 主な県民活動支援事業  |
|--------------------------------------|------|---|
| (財)山口県国際交流協会                         | 財団法人 | (支援対象) 非営利の民間国際交流・協力活動団体<br>(支援内容) 情報収集提供に関する事業、民間交流の促進に関する事業、国際理解の推進に関する事業、外国人の支援に関する事業、国際協力の推進に関する事業  |
| (財)やまぐち県民活動きらめき財団                    | 財団法人 | ● 県民活動支援センター管理・運営（県事業受託）<br>● 県民活動団体への活動助成<br>● 融資債務保証料の助成・ボランティア保険掛金の助成<br>● 協働ネットワーク形成事業・研修事業（ワークショップ、マネージメントセミナー等）<br>● 講師派遣事業（出前アドバイザー）・情報システムの整備   |
| (財)山口県文化振興財団                         | 財団法人 | ● 地域文化活動への支援事業（事業費助成）<br>● ホールボランティアの育成（研修会の開催）<br>● 普及啓発事業（カルチャーやまぐちの発行）<br>● 山口県民文化ホールいわくに／秋吉台国際芸術村における交流・育成事業（ワークショップ、各種セミナーの開催等）  |
| (財)やまぐち女性財団                          | 財団法人 | ①普及啓発事業<br>● 情報誌ピュアネットの発行、図書・ビデオの貸出し等<br>②活動支援事業<br>● 女性の社会参加活動支援事業（団体・グループが行う創造的・独創的な事業に対する助成）<br>● 講師派遣事業（団体・グループが主催する学習会等への講師派遣）<br>● 各種セミナー等の開催<br>③交流促進事業<br>● 県外で開催される研修会等への派遣助成                                  |
| (財)山口県予防保健協会<br>【山口県地球温暖化防止活動推進センター】 | 財団法人 | ①ストップ温暖化推進事業<br>● 「地球となかよし県民運動」推進員の研修会・交流会の実施<br>● 省エネナビモニター事業の実施<br>● 温暖化防止の普及啓発、相談・助言等<br>②山口県環境学習指導者バンク派遣事業<br>● 民間団体等が主催する環境学習会、体験学習等への指導者の派遣<br>③水辺の教室の開催<br>● 県内の各市町村や関係機関が主催する「親と子の水辺の教室」への指導員の派遣や開催に必要な器具一式の貸出し |

| 機関名  | 種別     | 主な県民活動支援事業   |
|--|--------|--|
| (社福)山口県社会福祉協議会<br>【山口県ボランティアセンター】                | 社会福祉法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県ボランティアセンター運営委員会の設置</li> <li>● ボランティアセンターだより等の発行</li> <li>● ボランティア活動普及協力校の指定及び助成</li> <li>● 企業等社会貢献活動セミナーの開催</li> <li>● ボランティアアドバイザー養成研修会の開催</li> <li>● ボランティアコーディネーター研修会の開催 等</li> </ul>   |
| 各市町村社会福祉協議会<br>【市町村ボランティアセンター】                   | 社会福祉法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動推進協議会の設置</li> <li>● ボランティア情報誌の発行（全戸配布）</li> <li>● ボランティアの登録斡旋、相談コーナーの設置</li> <li>● 福祉ボランティア活動振興事業の実施（市町村社協指定：3年間）等</li> </ul>   |
| (社福)山口県社会福祉協議会<br>【山口県生涯現役推進センター】 <sup>*25</sup> | 社会福祉法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● シニアアクティブ推進会議の設置</li> <li>● 生涯現役推進員の設置</li> <li>● 生涯現役情報ネット・相談体制の充実</li> <li>● 情報誌「はつらつ人生」の発行</li> <li>● シニアグループ協働への支援</li> <li>● シニアサラリーマン・ライフプランセミナーの開催</li> <li>● やまぐち長寿大学の開講</li> <li>● スポーツ・健康づくり指導員の研修</li> <li>● 長寿社会推進員の活動支援</li> <li>● シニアの社会参加促進の助成</li> </ul> |
| (財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク                               | 財団法人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普及・啓発活動に対する事業費助成</li> <li>● 「パンク便り」の発行</li> <li>● 提供希望者の募集登録</li> <li>● 地方自治体担当者の研修会</li> </ul>   |
| ルーラル・ウェルカムセンター                                   | 県      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ルーラル・ウェルカムセンターの運営</li> <li>● ルーラルガイド情報交換会の開催</li> <li>● 食生活指針普及・定着のための活動促進</li> </ul>   |
| (財)やまぐち森と緑の公社                                    | 財団法人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化の普及啓発活動</li> <li>● 緑の募金運営協議会の設置</li> <li>● 緑化ボランティア活動団体への支援</li> <li>● 学校林等活動の支援</li> <li>● ボランティア等の登録、情報提供</li> </ul>  |

※ 25 平成15年4月設置予定

| 機関名              | 種別   | 主な県民活動支援事業   |
|------------------|------|--|
| (社)山口県快適環境づくり連合会 | 社団法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境学習と協働の推進</li> <li>●健康づくりの推進</li> <li>●河川・海岸等の清掃及び花壇の設置等環境美化の推進</li> <li>●空き缶等の散乱及び不法投棄の防止</li> <li>●河川・海岸愛護団体の育成強化</li> <li>●生活排水の適正な処理と意識の高揚</li> </ul>                                     |
| (財)山口県教育財団       | 財団法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●山口県生涯教育センターの管理運営</li> <li>●すこやか育成活動支援事業</li> <li>●生涯学習活動グループ助成事業</li> <li>●青少年等ボランティア活用事業</li> </ul>   |
| (社)山口県防犯連合会      | 社団法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の各種防犯団体が行う防犯活動の指導及びこれに対する協力援助</li> <li>●少年の非行防止及び健全育成のための活動並びにこれに対する協力援助</li> <li>●風俗環境浄化のための活動及びこれに対する協力援助</li> </ul>   |
| (財)山口県暴力追放県民会議   | 財団法人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び広報活動</li> <li>●暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人等の活動助成</li> <li>●暴力団員による不当な行為に関する相談</li> <li>●事業所の責任者に対する不当要求の被害防止のための講習実施</li> <li>●暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟の支援等</li> </ul> |

### 3 主な県民活動支援拠点

| 施設名                                | 設置者            | 管理運営者                            | 施設数 | 設置場所                                   | 活動エリア | 支 援 内 容  |
|------------------------------------|----------------|----------------------------------|-----|--|-------|--|
| (財)山口県国際交流協会                       | (財)山口県国際交流協会   | (財)山口県国際交流協会                     | 1   | 山口市                                    | 県下全域  | 非営利の民間国際交流・協力活動に関する支援<br>(情報収集提供機能、交流機能、相談・仲介機能)     |
| やまぐち県民活動支援センター ((財)やまぐち県民活動きらめき財団) | 山口県            | (財)やまぐち県民活動きらめき財団<br>(NPOに一部再委託) | 1   | 山口市                                    | 県下全域  | 県民活動に関する総合窓口としての多様な支援<br>(情報収集・提供機能、交流・連携機能、相談・仲介機能) |
| 【市町村の支援センター】                       | 市町村又は県民活動団体    | 市町村又は県民活動団体                      | 6   | 下関市<br>宇部市<br>山口市<br>徳山市<br>岩国市<br>三隅町 | 各市町村域 | 市町村における県民活動に関する支援<br>(情報収集・提供機能、交流・連携機能、相談・仲介機能)     |
| 山口県ボランティアセンター                      | (社福)山口県社会福祉協議会 | (社福)山口県社会福祉協議会                   | 1   | 山口市                                    | 県下全域  | ボランティアに関する窓口としての多様な支援<br>(情報収集・提供機能、交流・連携機能、相談・仲介機能) |
| 市町村ボランティアセンター(コーナー含む)              | 各市町村の社会福祉協議会   | 各市町村の社会福祉協議会                     | 56  | 下関市<br>他 55 市町村                        | 各市町村域 | ボランティアに関する窓口としての多様な支援<br>(情報収集・提供機能、交流・連携機能、相談・仲介機能) |
| 山口県生涯現役推進センター <sup>*26</sup>       | (社福)山口県社会福祉協議会 | (社福)山口県社会福祉協議会                   | 1   | 山口市                                    | 県下全域  | シニアの社会活動への参加支援<br>(情報提供、活動支援、リーダー養成)                 |

\* 26 平成15年4月設置予定

| 施設名                                    | 設置者     | 管理運営者       | 施設数               | 設置場所   | 活動エリア     | 支援内容   |
|--|---------|-------------|-------------------|--|-----------|--|
| 勤労青少年ホーム                               | 市町村     | 市町村         | 14                | 下関市他<br>13市町                                 | 各市町村域     | 勤労青少年の健全育成、福祉の向上を図るため、勤労青少年の活動を支援（交流、情報収集・提供、相談など）   |
| 山口県生涯教育センター<br>【山口県青少年奉仕活動・体験活動支援センター】 | 山口県     | (財) 山口県教育財団 | 1                 | 山口市  | 県下全域      | 生涯学習推進の中心的サービス機関として、生涯学習に関する啓発、学習情報の収集・提供と学習相談、生涯学習活動の支援と促進。生涯学習ボランティアの相談、コーディネート等（青少年のボランティア活動などの社会奉仕体験活動、その他様々な体験活動の情報提供、活動に関するコーディネート、市町村支援センター間の調整等） |
| 市町村青少年奉仕活動・体験活動支援センター                  | 市町村     | 市町村         | 19 <sup>※27</sup> | 防府市<br>他 18 市町村                              | 各市町村域     | ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、その他様々な体験活動の情報提供、活動に関するコーディネート等   |
| 広域学習支援センター<br>(各教育事務所)                 | 山口県     | 山口県         | 7                 | 岩国市<br>柳井市<br>徳山市<br>防府市<br>山陽町<br>下関市<br>萩市 | 各教育事務所管内  | 管内の学習情報・学習機会・人材活用等について、県生涯教育センターや管内市町村・教育機関・民間団体等との連携や総合調整等  |
| 少年サポートセンター                             | 山口県警察本部 | 山口県警察本部     | 3                 | 山口市<br>ほか 2 市                                | 各センター管轄域内 | 不良行為少年、非行少年、被害少年やその家族に対する指導・支援・助言及び非行・虐待等の少年相談の受理と指導・助言  |

※ 27 平成16年度までに全市町村に設置予定